

## 【 I Rに関する道民セミナー苫小牧会場：平成 27 年 1 月 24 日（土）】

### ■報告① 「世界の I R 運営事例と I R の社会的影響対策などについて」

#### ・北海道型 I R 検討調査事業受託コンソーシアム

(株) 国際カジノ研究所 所長 木曾崇

おはようございます。木曾でございます。よろしくお願いいたします。これから北海道型 I R 検討調査事業に基づく報告をさせていただき所存でございます。

本事業は昨年の夏から調査を開始し、年度末に向けて最終報告書をまとめているところでございます。本日の報告はそこからの抜粋ということになります。

本調査自体はまず、I R をやるやらない、もしくはカジノに賛成反対ということではなく、まず海外の実態がどのようなものであるのか、またカジノもしくは I R 導入による社会的不安事項というのはどういうものなのか、そして、そういった影響事項に対する様々な対策としてどのようなものが海外で行われているのか、そして仮に、北海道で導入された場合の経済効果の推計などを調査するものでございます。

今回の報告の内容が多いため基本的には読んで分かるように作っておりますので、飛ばした部分は読んでいただければと思います。まず統合型リゾートとはということで、非常に重要なこととして、簡単に申し上げますと、統合型リゾート、一般的にはカジノを中心にホテルもしくは飲食施設、劇場、国際会議場のような観光機能を集約させた施設であると表記されるわけですが、最も重要なのは、統合型リゾートとは、地域における様々な観光資源とカジノの機能を補完することが重要であるということでございます。これは前回のセミナーの中で非常に繰り返し繰り返し申し上げたことではありますが、統合型リゾートを考えるにあたってもっとも重要なことは地域の観光から論議をスタートすることでございます。I R を導入することで何が起こるのか前に今この地域の観光業界の中で何が起きているのか、何が課題であるのかということからスタートせざるを得ない。そのために I R が資するのであればそれを解決するのに活かしたい。この地域にとって I R は必要であるのか、むしろいらぬという選択肢を常に持っておかなければならない。I R ありきの論議というのは、あってはならないのであろうということをお前の申し上げたところでございます。そしてまた地域の様々な観光資源との複合的な開発、もしくは連携というものが必要になります。ですから、この地域の既存の観光資源をまず大事に考えてくださいという話を申し上げたところでございます。前回のフォーラムでは、競馬産業との連携というものも考えられるのではないかとのご意見もいただいたようにございますが、そういったような形でこの地域で最も重要なものは何かということをおまづは念頭におきながら話を進めることが非常に重要なことでございます。

次にまず日本国が現在考えている I R の想定ということで目的でございますが、観光および地域経済の振興に寄与するとともに財政の改善に資するというところでございます。重要なことは観光、そして地域経済の振興、この二つをきちっと捉えていくことであるということ、特に地域の活性化というのが非常に重要なキーワードでございます。I R だけが儲かってはならないのです。I R ができることによって、この地域がどのように豊かになるのか。やはりここから考えていかなければならないというのが、これはもう政治の、国の方が考えている法の目的の中にもメッセージとして取りこまれている考え方だと思っております。そして開発エリアの指定として大都市のみならず地方への設置も検討することが望ましい。そして当初の設置区域が 2、3カ所限定的に施行することが望ましいといったような大体のフレームワークというものが検討されている状況でございます。

予想される各種影響ということでここは当然ながら I Rの中にはプラスの効用とマイナスの効用というものがございませう。この両軸をきちっと捉えていくことが重要なこととなります。特にプラスの効用について申し上げるのなら、経済効果として期待されるものはまず、開業前と開業後という形に二つに時期を分けて考えなくてはなりません。開業前というのは主に開発投資から始まる土木建設であったり、雇用効果であったり、そういうものが期待されるもの。そして一方で開業後これは開業したあとに継続的に生まれてくるものですが、観光消費、もしくは観光消費優位を軸としてそこから発生する様々な周辺産業の経済効果、そしてそこから発生する雇用効果、そして地域に雇用された人たちが地域で消費、生活することによってさらに二次、三次として地域全体に波及していく波及効果というのが重要になってくるということでございませう。一方で当然ながら予想される社会的影響というものが項目としてございませう。それが非常に重要なことなんです。ここには主に三つ、プラスその他ということでまとめさせていただいております。まず、不安、治安関連でございませう。治安関連に関しては地域治安の悪化、社会的組織の業界関与、マネーロンダリング、組織犯罪の施設利用、こういったものがございませう。一方で依存症関連、これはギャンブル依存症の発生の懸念というのは当然ございませう。これは私の後でお話される皆さんの中に専門の方がいらっしゃいますから是非その方にいろいろ詳しい話を伺いたいと思ひます。

そしてプラス青少年に関連するものですね。未成年によるギャンブル、法定年齢に達してない方々が入場してギャンブルをする行為。これはあつてはならないこと。そしてまた教育に対する影響。こういったものは懸念事項もしくは社会的影響事項として考えていかななくてはならないこととございませう。その他環境問題、交通渋滞というのは I R特有のものではないですが、大きな開発に伴つて様々な懸念されるものというものも念頭に置いておかなければならないというまとめとございませう。

次に I R運営のイメージということで少し図をかかせていただいております。実は世界の潮流では二つの I Rの運営もしくは構成のスタイルがあるのだということをお前提に認知をいただきたいと思ひます。左側に記載されておりますのが米国ネバダ州、世界の市場の中で最も先進的な市場の一つとございませう。古くから始まつた市場の一つとございませうが、いわゆる市場競争を重視するようなタイプの統制手法をとつている地域、これは代表的なのが米国ネバダ州のようなものです。免許数が無制限、また施設の数も無制限であるといったような市場の統制のあり方。一方でこういった伝統的な市場からむしろ世界的な潮流は右に向かつているんですね。入札競争を重視するようなものに変化してきています。その代表格がシンガポールとございませうが、シンガポールは免許数を二つに制限し、また開発施設数も二つに制限するという形でこの二つを民間事業者による入札によつて競わせる。すなわち入札競争による各民間事業者の切磋琢磨というのを促進するというのが一つの手法として確立したのがこのシンガポールの I R導入のあり方であると思ひられます。そして我が国が原則的にモデルにしているのがこの統制スタイル、数を限定し、そして入札を行わせるというのが、国が検討している導入のあり方とございませう。

一方でこれは何がいいのか、なんでこういう方向に全体が向かつているのかという話をしなければならぬ訳ですが、この法的入札というものを通ずることによつて、民間事業者による投資を一定のコントロールすることができる、すなわち地域が選ぶわけですね。地域側からしてみると、その地域にとって好ましい投資の形というものの最適なものを選んでいく、もしくは民間業者がそれに合わせて自分たちの創意工夫をしてアピールするわけですね。この地域にとって我々の投資のあり方というのがこれだけプラスがあるんですよ。もしくは地域の経済を考え、地域の特性を考えたものなんですよというアピールをそれぞれがしながらベストだと思ひられるものを地域が選ぶ。こういうあり方というのが近年のカジノの導入、 I Rの導入のスタイルとして確立しつつあるというのが現在の状況とございませう。

います。その中でということなのですが、できたのがIRの入札を通じて公民間の協力の形式でございませぬ。先ほど申し上げましたとおり、入札を通ずることによって民間の事業者の投資をコントロールすることができます。一般的な商業開発というのは業者の経済行為の自由がありますから、そこに行政が規制以上の、法令で定められている以上のコントロールをすることは無理なんです、現在のIRの導入のあり方というのは、そこに対して入札の要件を設けること、地域にとってどうしても必要だと思ふことを盛り込ませるといふ要件付けをすることによってその入札をコントロールすることが中心となっております。ここで示されているのはシンガポールで導入されている事例なんです、下の方の項目の中で効用施設の設置義務というところをみていただければと思ひます。シンガポールでは二つ先ほども申し上げたとおり、国内二つの施設の導入をしたんですが政府として設置の義務付けをする要件というものをそれぞれに定めております。片方にはベイフロントにランドマーク的公共アトラクションの提供ということ、文化センター、博物館、アートギャラリー、近代美術館、パフォーマンスシアター、アリーナ、科学センター、海洋博物館、プラネタリウム、水族館などいわゆる文教施設、こういうものというものは地域の人たちがどうしても地域の文教教育のため、もしくは観光振興のため、様々な用途をもってどうしても導入したいのだが、一方でそれを作る財源がないといったこういった課題に対して、民間事業者の方々がどのようにアプローチしてくれますかということ、義務づけを行うというのがこのスタイルなんです。そのほか、例えばその他の開発要件として、社会的セーフガードとして21歳未満のカジノの立入り禁止であるとか、広告はしてはなりませんというような様々な禁止事項というものを最初に要件付けた上で入札を争っていただく。これが一つのシンガポールが確立したIR入札のあり方になってきているところでございませぬ。

もう一つ、同様の事例として米国の事例をもってまいりました。これはニューヨーク州、じつは昨年の末に決定されたばかりの入札でございませぬ。現在ニューヨーク州は州内に4つの新規のカジノ施設、IRの開業を決定してございませぬ、そのうち3つのが昨年末12月に決定してございませぬ。その中でも実は同じような入札によるコントロールがなされている、いわゆる野方図な開発というものはさせないという形なんです。例えば審査項目をみていただければと思ひますが、審査項目、すなわち入札審査の項目の中で経済活動およびビジネス開発という項目の中に内部監査および保守体制をどのように確立しているのかというものがもうすでに要件定義をされているんです。こういうものがないと選ばれないという形になっている。その他地域の影響と立地要件ということで、地域住民による同意および社会的影響への提言施策というものを事前に事業者側が提案しない限りは選ばれないということになっているんです。というような形で要件定義をした上で入札を行うことによって右側の表の3つがすでに選ばれている訳ですが、例えば公的機能として各事業所が提案をしてきた内容そして決定した内容がここに書かれている訳ですが、例えばフィンガーレイクという地域においては、地域の職業訓練プログラムの提供を我々はしますということを行政に対して約束しました。実際ニューヨーク州というのは我々マンハッタンのイメージがすごく強くて大都市のイメージですが、ニューヨーク州の経済というのは非常に一極集中なんです。ある意味、この北海道と同じなのかもしれません。ニューヨークマンハッタンにすべての経済が集中しておいて、実はそこから北側にむかって州は広がるんですが、北側の地域というのは雇用が全くないんです。観光客もマンハッタンだけに集中して、北側に流出することがないんです。というような、ある意味北海道と似たような経済行動、もしくは観光行動というものが行われている地域の中で、では統合型リゾートを導入する議論の中で最も懸念されている課題、もしくは求められておったのが雇用の促進だったんです。そこでこのフィンガーレイクの中で選ばれた事業者においては職業訓練プログラムの提供などを当然ながら提供しますよ、もしくは施設内の保育園の設置を行いますよ。これも非常に面白い取り組みですが、地産食材の

利用をしますと。その施設内で使われる食材はほぼ大部分は地域の州内の食材を調達することになります。もしくは地域製品のアンテナショップというものを事業施設自体が開業して地域の産品を観光客に販売しますといったことを約束するんですね。だからこそが開発事業者として選ばれたという状況。その他オールバニ、サリバンとそれぞれの地域で選ばれているものの公的機能は、オールバニにおいては、これは河岸地域での開発だったんですが、この河岸地域において遊歩道であったり、サイクリングレーンであったり緑地の整備を我々が民間事業者の資金で行いますよといった約束をしたり、こういったものも多くの場合は公共事業としてなされるものですが、こういったものを民間業者の手によって行うというのが一種のIR入札のあり方であるということでございます。

一方で納付金等の活用事例ということでIRの中のカジノという機能があります。ここでの売り上げに対しては多くの場合、地域の財源として何かしらの税収が生まれることとなります。取り方、もしくはどのくらいの比率をとっているのかというのは、ここにまとめているとおりでございますが、見ていただきたいのは、一番下の表の部分でございます。活用方法ということで例えば大きく分けると世界的にはこれを4つの分け方となっています。その1、社会的影響事項の対策。IRの導入において懸念される様々な事項があるということをお先ほど申し上げました。この不安事項に対する手当としてこの税収を使いましょうというのが一つの考え方です。多くの地域がこういった取り組みをやっております。一定比率をそちらへ振り向けるということをやっているんですね。その2、一方で同時に観光に対する再投資という形でこの税収を使うというのも一つあり方でございます。すなわちIRが観光客を吸引してくれるのであれば、そこから外にお客さまを出すために周辺地域全体の観光の魅力度を上げるためにそれを使うのだ。IRで吸引されたお客様というものが地域全体を還流する形、経済還流をイメージしたような税の使い方になっております。その3、例えば地域課題に対する手当、教育であったり、社会福祉であったり、IRだとか観光政策とは全く別のものであるけれども、その地域にとっては非常に重要な政策、こういったものの特別な財源として設置するというのも一つの考え方になります。その4、一般財源、これは用途を定めないものとして拠出するという様々な検討のあり方がございます。

その他、ここからが非常に重要な部分になる訳ですが、社会的影響対策ということで、諸外国でみられる様々な社会的影響事項に対する対策施策、具体的な手法、何が行われているのかというのをご紹介いたします。先ほど、申し上げたとおりでございますが、犯罪関連においては組織犯罪の業界関連の防止、マネーロンダリングの防止、周辺治安維持対策、組織犯罪者の施設利用抑制、こういった対策が必要になる訳ですが、それぞれ具体例として右側、各国がどのような形の施策を具体的にやっているのかというのを一覧化させていただいています。組織犯罪の関係者が業界に直接関与することに関してこれはほぼ世界各国が同一のやり方をしております。ライセンス制度です。これは事業者そのものがライセンスをとらなければいけないのももちろんのこと、経営者、株主、従業員、こういった様々な関与する主体に対してそれぞれライセンスの取得を求める。そして、そのライセンスの取得にあたって、バックグラウンドチェックという形で過去の犯罪歴であったり、経済的な背景といったものの調査をした上で認められたものだけがライセンスを取得するという形で業界の中への組織犯罪者への対策を行っているというのが世界共通の施策のあり方となっております。一方でマネーロンダリングの防止、これもほぼ世界共通として、これ実は国際的な規格というのがあり、これは私の後に専門の方がお話をなさると思うので少し割愛させていただきます。次は、周辺治安維持、例えばイギリスなどではIRもしくはカジノに関連する周辺に存在するかもしれない様々な犯罪を防止するための特別なチームを組成したりということがなされておるところです。一方でこれは世界各国、多くのカジノを導入している国において、共通の見解が出ておるんですが、IRもしくはカジノの導入というの

が地域の治安悪化に対して直接的な関与というもの、いわゆる相互関係というのが見られないというのが、カジノもしくはIRを早期に導入した代表的な地域、これはアメリカ、イギリス、オーストラリア、欧米諸国での公的調査の中ではこういった関係、IR・カジノそのものが直接犯罪を誘因するというよりはむしろ、観光振興によって人が増え、そしてその観光客を狙うような犯罪が増える、例えば置き引きであったり、スリであったり、そういった種類の犯罪の増加は懸念されるというような書き方になっている。これは多くの国においては共通の見解が出ているところで、それから学ぶのであれば、その地域に観光客がたくさん来る、それを前提としてどのような地域の治安対策をつくるのかということをはきちと考えていかななくてはならないということになります。そのほか組織犯罪者の施設利用などに関しては、日本の中では暴対法、もしくは暴対条例という形でこれは別に業種を問わず各種商業者に対して様々なセーフガードが行われています。これと同様の対策を行う必要があるということでございます。

次、依存症関連でございます。これは予防教育、早期発見、そして最終的に回復支援対策の確立この三つというのが主軸となっておりますというのが世界の対策例のまとめでございます。依存症というのは原則的に病気の一環でございますから一番重要なことは、ならない、ならせないこと。そして、もしなった人がいるのなら、早期発見をしてそれを治療プロセスにのせていくこと。そして最終的になった人に対するどのような手当をしていくのかという体制を確立していくことの三つの拡充というのが必要なこと、これは実は依存症だけではなくて様々な病気に対して同じような取り組みが必要なことだと思います。この中で様々な対策が各国において行われているわけですが、一番重要なことは依存症の基礎的な教育の部分の問題でございます。国内では未だギャンブル依存症も含めて、様々な依存症もしくは精神疾病そのものかもしれません、未だ病気としての認知が低いと。こういったものに対する様々な基礎教育をしていかなければならないというのが前提であり、またカジノを合法化している各国においては、それをギャンブル依存症という一つの疾病の症例に基づいて各教育機関であったり、地域の推進団体などでCMを作成したり、リーフレットを作成したり、そういうような形でキャンペーンを行うということは、それぞれがやらなければならないこととして取り組んでおり、一方で早期発見のためにヘルプラインをつくったり様々な取り組みをしております。また回復支援体制の確立ということで、例えば施設の拡充であったり、専門家の教育をはきちとしていかなければならないことは、当然のことでございます。

そして次は、教育関連ですね。教育関連に関しては未成年の賭博、もしくは教育に対する影響という二つが大きな事項になる訳ですが、未成年の賭博に関しては、入り口でどれだけ徹底的な管理をするのか、そして、事業者に対する罰則規定、もしくは地域によっては、青少年そのものに対する罰則規定であったり、そういった青少年を引き入れた事業者に対する罰則規定を設けている地域もありました。これはレベルによりますが、どのような形で規制をしていくのかというのは哲学的な問題ではありますが、必ず法的な手当をしながら原則的には入り口でコントロールするということが非常に重要なのだということ。そして一方で青少年教育という意味では勤労意欲に対する影響対策というのが常に必要な部分でございます。まず多くの国でやっているのは、ギャンブルそのものの持つ性質、いわゆる射幸性というものに対して上限措置を設けること、これはすべての地域は何かしらの形でルールを設けているのが実態です。これは日本のいわゆる公営競技においても一緒ですね。賞金総額の上限というものが決まっていたりということなので、そういった種のものでございます。そのほか義務教育における依存症リスクの教育であったり、もしくは教員に対する教育も当然必要です。また米国では賭博の確率・数学的理解促進というものがかかなり評価をされておるところ、すなわち運によって行われるゲームというよりは、数字、もしくは確率に行われているゲームであると、そして数

字的にはこれは確実に負けていくものであるからあくまでレジャー、遊びの一環としてやりなさいということを正しく理解をしていただくというのが一つの取り組みでございます。

最後に先進事例からの教訓ということで、三つほど各国事例を紹介させていただきますので、時間がないので後ほど読んでおいていただきたい、ひとつ韓国の事例だけ少しお話を申し上げますと、韓国では今国内人が入れるカジノが一つだけあるんですが、これは完全に政策的な失敗で、ある意味世界最悪のカジノ導入のあり方という言われ方をしているところでございます。その結果というのがここに書いておりますし、何が原因かということもここに分析させておるところで、こういった事例からもし我々が導入をするのであれば様々な懸念を払拭しながら正しいあり方というものを成していかなければならない。そして繰り返しになりますが、一番重要なのは、IR・カジノを考えるスタートというのは観光や地域経済からスタートすること、そしてカジノありきで論議をしないこと、その二つが非常に重要なのではなかろうかなということで、私の報告をまとめさせていただきます。ありがとうございました。

## ■報告② 「ギャンブルと多重債務等について」

・北海道合同法律事務所 弁護士 池田賢太

皆様こんにちは。北海道合同法律事務所弁護士の池田でございます。本日は、「ギャンブルと多重債務等について」ということでご報告させていただきます。

多重債務等と書きましたのは、「等」の方がメインになってしまうかもしれないということもありまして、このような表記にしております。拙い報告になるかと思いますが最後までおつきあいいただければと思います。

とはいっても私がお話できることというのは非常に限られておまして、私は、1984年の生まれで2011年12月15日に弁護士になったばかりであります。今日はようやく丸3年が終わって四年目に入ったばかりということでございます。そうしますと、私は、まだまだ弁護士としてもひよっこでございまして、さほど多くの実務経験があるわけでもなく、その実務経験からお話できることはさほど多くはありません。ですから、皆さんとともに勉強してみてもわかったことについても、お話をしたいと思っております。

また、多重債務の方ともよくお付き合いをします。お付き合いをします、というのも変な話ですが、我々の業務の中には、債務整理という仕事も多くございまして、いわゆる「クレジット・サラ金の被害者の会」という方々ともおつきあいをさせていただいております。その多くの方はどういう方なんだろうかとみてきますと、生活困窮の方が非常に多く、その中でギャンブル依存の方がどれだけ多いのかと言われると少し疑問があります。ですから多重債務に限ってお話をすると、極めて一部だけを取り上げてしまうことになるので、ここでは多重債務「等」ということにお話をしたいというふうに思っております。また、札幌では『陽は昇る会』というクレサラ被害者の団体がありますけれども、その方に伺いますと少しずつギャンブル依存の相談が増えてきているというような話も聞いています。

あと依存の関係からいきますと、我々弁護士の仕事の中で多く関わるのは、こういう債務整理の問題もありますが、多くは刑事事件の中で向き合うことが多くございます。例えば、覚せい剤等の薬物事犯が典型でございますけれども、その中で私は依存症について触れることができました。そして

依存症の方々が回復をされていく道のを少し拝見させていただくことができましたので、そのことについて最後に少しお話をしたいな、というふうに思っております。

さて、私は、2011年の12月に弁護士登録をいたしましたので弁護士になって丸3年、4年目に入ったというところですよ。私の一番最初の「多重債務者」のイメージといいますと、自分の給料の額もわからんのか、というのが最初のイメージでございました。要するに、自分の生活をしていく上で借金をしなければならないんだということが当たり前になっている、自分の入ってくるお金以上にお金を使って借金をつくっていく、何てお金にだらしない人たちなんだろうか、と思ったのが弁護士という仕事をする前までの印象でした。皆さんは、多重債務者という言葉聞いてどのように思われるでしょうか。後で機会があれば教えていただきたいと思いますが、本当に何てだらしない人たちなんだろう、どうしてこんな自転車操業になるように金を使うんだろう、返すんだろうというような印象を持ったことを思い出します。しかしながら、目の前に現れてくる生身の多重債務者というのは、決してそんなことはないんですね。むしろお金の計算はしっかりできているわけですよ。そして必要に迫られてではあります、しっかり節約とか倹約はしているわけですよ。食費から何から切り詰めて生活しています。そして「どうして借金を作ってしまったんですか？」とよくよく話を聞いてみると、生活困窮なんですね。まず生活費が足りないから借りましたということになるんです。収入と支出を比べて生活費が足りないというのはどういうことなんだろうかと、さらに話をつつこんで聞いてみると、次のような話をよく聞きます。一番最初にクレジットカードを持ったときは確かに正社員でした。給料もちゃんとでていました。しかし、ちょっと体調を崩して会社を休みました。そうすると解雇されました。お金がないのでカードで生活をしていくようになりました。最初のうちは返せると思っていたんですが、返せなくなったので他のところからお金を借りてその分を返していく、というような形でどんどんどんどん借金が膨れ上がってしまったんです。こういうパターンが圧倒的に多かったことに気づきました。本来働いている途中で怪我をした、病気になったという場合になると、労災などを使って生活することができますし、健康保険から傷病手当金を受けながら生活していくことができる。最後どうにもならなくなったら、生活保護の申請ということも考えられるんですが、そこまで頭がまわらない、よく分からない。生活保護の問題につきましては従前から水際作戦とも言われてまして、生活保護の受給の関係で窓口に行くと「今日、相談ですか？」と言われてしまうのです。

辞書の定義の確認ですけれども、多重債務とは、『複数の消費者金融や、信販会社などから借り入れること。特に既にある借金の返済のために別の業者からさらに借り入れ、借金が増え続ける状態のこと。経済不況による生活苦、無計画なカードローンの利用、違法業者からの借り入れなど様々な要因がある。多重多額債務。』と言われております。しかし、今お話した通り、私の経験からいきますと、一番最初の借金のきっかけというのは生活費が足りなくてという経済不況による生活苦、ここが非常に多いような印象でございます。

私の数少ない経験からお話ししてもいけませんので、北海道財務局で公的に行われている相談状況について少し触れてみたいと思います。今日これからお見せするデータについては、全て北海道財務局のホームページに掲載されておりましたので、あとでこちらのホームページにアクセスしていただくと、このデータが見られます。



まず、相談者のプロフィールというところをみてみますと、全部で100数人のものができま  
すが、男性が96名、女性が42名ということですね。過去の割合からみても男性の方が多いとい  
うことでした。

年齢層ですけれども、20代が19名、30代が33名、40代が25名、50代が27名で、  
60代以上も27名で、不明が7名ということでした。ほぼどの年齢にもいるなあという印象ですが、  
特に働き盛りの20代、30代、40代、このあたりで半数以上占めているというのがこの相談状況  
の中からわかるということでもあります。

職業について見てみますと、半数以上が給与所得者、いわゆるサラリーマンの方でございまして、  
その他自営の方、家事、これは主婦の方だと思われませんが、それから学生、無職の方が多いです  
ね、46人ということでした。この無職の方にはおそらく先ほど私がお話したように途中で会社をや  
めた、解雇されてしまった、そういった形で無職になってしまった、あるいは病気の関係で仕事  
を続けていくことができなくなって無職になってしまった方が一定数含まれるだろうと思いま  
す。先ほどの50代60代以上の方々、人数比率からみてもこの無職の割合が少し多く感じられ  
ますので、同じような事情で無職になっておられる方もいるのではないかとこのように思っ  
ております。

だいたい皆さんこの辺りから気になってくる情報になってくると思うんですが、多重債務の方  
の年収について見てみますと、100万円以下の方が20名、100万円以上200万円未満の方が  
27名、同じく200万円以上300万円未満が27名、300万~400万が17名、400万~5  
00万、それから500万~600万という方が5名、600万以上という方もおられるわけ  
ですね。もちろんこの中には住宅ローンの返済から多重債務になって返済が苦しいんですとい  
って相談されて  
る方もおられると思いますので、一概に言うことはできませんが、それにしても「ワーキン  
グプア」と呼ばれる300万円以下の年収の方が半数以上占めております。この状況からみ  
ても、やはり生活  
苦の中から借金を重ねておられるという方が非常に多いなという印象を受けます。

さらに借入額でございまして、100万円以下の方が43名、100万~200万円の方が22名、  
同じように見ていくわけですが、現実に弁護士なり、司法書士なり、専門家が介入して多重債務、  
債務整理をい  
ていく場合には、利息制限法による引きなおしですとか、取引履歴などを基にして正確に  
計算をしていきますので、ご本人の申告がもちろん異なる場合の方が多くござい  
ます。しかしながら、最近いわゆる過払いバブルというものも減ってきていまして、現実に  
多重債務をされた方の中には一度整理をされて、もう一度している方も少なくない状況にな  
ってきていまして、一定程度信用できる数字でもあるのかなと思っております。私の債務  
整理の経験から言いますと、通常的生活苦の中で借金を繰り返していった方の大体の借  
金の額というのは100万円から200万、多くて300万円かなという印象  
ですね。もちろんこれは、住宅ローンなどを除いたものになりますけれども、通常  
の生活費として、借りて・返してを繰り返している方は大体100万から200万、多く  
て300万前後、7社とかですかね、数社かけ持ちの方が多  
いかなというイメージです。他方で、ギャンブル依存の方、私も何度かお会いした  
ことがございまして、借金の額が700万、800万、1000万ということ  
で極めて額が高くなっているイメージですね。そしてきちんと仕事を持って  
おられる方もおりますので、割と堅い仕事の方もおられました。ですから、比較的信用もあ  
ってお金も借りることができる、あるいは親族の方から借りているということもあ  
るのかもしれませんが、借りている額が比較的多いイメージがござい  
ます。ですので借金の中で、住宅ローン等も含まれると思いますが、500万~600万  
という方が25名、この中にはおそらく一定数ギャンブルの方がいらっ  
しゃるのではないかとこの表をみた私の感想でござい  
ます。私が現実に聞き取りをしたわけではござい  
ませんので、あ



くまで私の感想ということでございますが、この表をみた感じとしては、そのような印象を受けるといっていいと思います。

借入れのきっかけですが、やはり低収入、あるいは収入減少というところが最も多いことを示しております。保証・借金の肩代わりですね、多重債務の中では連帯保証人の方の場合がとても可哀想かなという印象がございました。お金を借りたのは、ご自身ではないんだけど、例えば親族、息子さんだったり、おじさんだったり、そういう方の連帯保証人になった場合です。ご本人が返せなくなったと。保証人と連帯保証人は全く違いますが、連帯保証人は借りた本人と完全に同じ責任がありますので、直ちに請求がくるわけです。住宅ローンの連帯保証人とかやっておりますと、いきなり借金が降りかかってきてご自宅を売らなければならない、自己破産をしなければならない、そういった方がおられて可哀想だなという印象がありますが、保証・借金の肩代わりですね。それからギャンブル・遊興費というところが黄緑色で10名という数字が出てまいります。そのほか本人、家族の病気・怪我、商品・サービス購入、事業資金の補てん、これは自営業者の方に限られるのかと思いますが、そのほか住宅ローン等の借金の返済、その他という項目で見たいと思います。

ギャンブル・遊興費を直接の原因とする方もやはりここでみると少ないなという印象です。これは私の実際の経験からしてもそうですし、私の事務所には弁護士が15名おられて、この前、事務局の朝礼の時にみんなに確認をしてみたんですが、ギャンブルというよりは、低収入による生活苦という中から借金している方が多いですねということが確認できました。大体そんな感じです。

このようにデータを見ていきますと、ギャンブルを原因とする多重債務というのは、さほど多くはないんだろうというふうにわかります。したがって多重債務の問題を考えるとギャンブル依存を重点的に強調して考えると、多重債務問題の本質が見えなくなってしまうような気がします。

他方で深刻な事例が少なくないというのが、ギャンブルを原因とする多重債務でもあります。パチンコ等の公営ギャンブルというものは今の現行法では違法行為ではありませんので、ご自身が悪いことをして借金を増やしたいという認識もないわけですね。したがって、いつでもやめられるんだ、ということをおっしゃっている方がとても多くて、借金を深刻な問題として認識されている方は少ないなという印象です。もちろん依存症という認識のない方は多いわけですね。それから借金の額としても先ほど言ったように700万、800万、1000万と額が多額になるという印象がございます。あとでご紹介する本ですけど、田辺等先生の『ギャンブル依存症』という2002年に出た本ですけども、この本の帯の中に「いつでもやめられると思う、いつでも引き返せるとする、そうして深みにはまって依存症者は家族の絆も賭け始める。これは病気のようだ。」というふうに書かれているんですね。

相談にお見えになるときに、本人が自らギャンブルの問題で相談に現れるということは、ほとんどありません。まず最初に家族の方、奥様がいらしたり、親御さんあたりと一緒に来ます。「ちょっと家族の問題で借金があるんです。どうもおかしいと思うんです。」我々そういう相談を受けても、「それはちょっとご本人に来ていただかなければ」という話をして、一度帰っていただくことが多いですね。そしてご本人を連れてくるわけです。「ちゃんと言いなさい！」なんて言われてるんですけど、中々言わない中でお話を聞くこととなります。どうもギャンブルがありそうだということになると連れてきた奥さんや、親御さんなりに一度部屋から出てもらって、一度ご本人からじっくりとお話を聞くんですね。そうすると、「実はちょっと借金もあって、すぐ返せるとは思ってるんですけどね。」っていうような話をしながら、ポツリポツリと話します。「原因は？」と聞くと「競馬とパチンコです。」という。「いくらくらいあるの？」と聞くと「・・・300、400・・・500くらいかなあ。」という話をしてくださるんですね。「じゃあもう債務整理を法的にやっていくしかないね。

お仕事ちゃんとやるから個人再生にしましょうか？それともなかなか厳しいから自己破産ということも考えられますね。」という話を一応して、また奥さんたちに入ってお話をするという。借金が4、500万あるというと、顔が真っ青になって「え？そんなにあるの?!」「200万とか300万くらいはあると思ってたけど。」とかという話をしうなだれながら帰るというのが大体のパターンですね。そして数日経つとそのご本人から電話がかかってくるわけです。「先生すみません、あの時言えなかったんですけど、もう少しあるんです。」ということでコロコロと変わるんです。我々は受任通知を出しますから各債権者に手紙をだして取引履歴を取り寄せるんですけど、そのときに申告しなかった会社が2、3社出てくるんです。「全部でいくら位あるの?」「700かなあ、800かなあ」という話になって、どんどんどんどん上がってくるわけですね。「もう無い?!」と聞いたら「もう無いと思います。」だけどまた数日後に電話が来てということが何度かあって、結局トータルで見ると1000万を超えてしまっている方が結構いるという印象ですね。なかなか自分のことを正直に言えなくて「奥さんにはこれ絶対内緒にして下さい。」最終的に法的な整理をすることになると家計は一つですからちゃんと明らかにしてやらなければ駄目だよ、ということを使うんですが、「これを言ったら私の家族は壊れます。」と言うんです。でも、もう壊れているんですよ。だけどそれは認識していないんです。自分の問題に正しく直面できていないという方が多い印象を受けます。

これは田辺先生の本の中にあつたもので、グループセラピー定着群のプロフィールという一覧の図があつたのでそのままお借りしてきました。すでに診断が変わって病的賭博とはもう言わないということですが、ちょっと古い本なのでそのまま載せております。ここで私が着目してほしいのが、ギャンブルの種類とその下の( )内の借金の金額です。600万、200万、1100万、3000万、800万、600万、600万、900万、120万。我々の仕事をしている感覚としても同じです。ギャンブルが原因でやっている方は比較的債務の額が多くなってくるといのが印象ですね。普通の生活していく中で、借金返して、あるいは生活費を工面していく中で600万ということにはならないことの方が圧倒的に多いです。ギャンブルで返せると思っているんです。「この借金返すためにはギャンブルで勝たなければならないんです」と言うんですね。だから「あと一回何かでバン!と当たればだいぶ額が減るはずなんで大丈夫です。」と言って、どんどんギャンブルをするしかないと考えている方が非常に多いと思います。

ギャンブル依存の場合は債務整理といつても後々尾を引くわけですね。破産の段階は、二段階ありまして、まず一つは自分の財産から借金を払えませんかということで破産の開始決定を受けるのが第一段階で、その次にその方の経済的な立ち直りを期待して裁判所が、「この方の借金については返済を免除します」という免責をもらう手続の二段階があるわけです。したがって、自己破産をするにあたっては、この免責がとれなければ意味が無い訳ですね。しかしながら破産法252条では、「裁判所は、破産者について次の各号に掲げる事由のいずれにも該当しない場合には、免責許可の決定をする。」となっていて、その免責の許可を許さない事由として、「浪費または賭博、その他の射幸行為をしたことによって著しく財産を減少させ、または過大な債務を負担したこと」が挙げられています。この賭博には一切のギャンブルを含みますから、パチンコ、パチスロあるいは競馬等で破産になるとい方は、これで原則的には免責不許可ということになります。そうするとあとは裁量による免責を求める、裁判所をお願いして今回だけだよということで許してもらうか、あるいは民事再生手続に入っていきしかありません。一定程度、裁量による免責というのは認められるわけですが、この条文によると絶対ではないわけですね。民事再生手続ですと、債務を圧縮して払うということになっていきますから、定職を持っていること、そして3年なり5年なりで一定額を払えるということがこ

の民事再生手続を使う上での前提になっておりますので、無職の方ですとか、自営業者の方はこの民事再生手続をとることができない。そうすると自己破産手続をしなくてはいけないんだけど自己破産の時には、この免責不許可の問題があるので相当自分の問題を直視をして考えていく、破産手続に協力をしていくなどのことがないと裁量が通らないということになります。破産しても借金が残ってしまうという可能性があるわけですね。大きな問題だと思います。

カジノというのは賭博で、ギャンブルというのは賭博なわけですから、本来的には刑法で禁じられております。これは最高裁大法廷判決でもこのように述べられています。賭博行為というのは、「国民をして怠惰浪費の弊風を生ぜしめ、健康で文化的な社会の基礎をなす勤労の美風を害するばかりでなく、甚だしきは暴行、脅迫、殺傷、強窃盗その他の副次的犯罪を誘発し又は国民経済の機能に重大な障害を与えるおそれがある」。このように最高裁は、なぜ賭博を我が国は刑法で禁じるのかという理由を明確に述べているんですね。その下に書いてあるのは私のへたくそな都々逸であります。「カジノと言ったら聞こえはいいが、賭場と言ったらどうだろう」ということでありまして、カジノの本質は、ギャンブル、賭博だということになりますと、カジノというのは結局、賭博場ということになります。カジノを賭場と言ってみたらどういう印象を受けるだろうかということも考えてみなければならぬというふうに思っております。

現実に刑法上の犯罪を見てみますと、185条というのが賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料に処する。ただし、一時の娯楽に供する物を賭けたにとどまるときは、この法則に適用しませんよ、というのですが、金銭を目的にして賭けた場合は、その性質上一時の娯楽に供する物を賭けた場合に当たらない。大正時代から判決が出ておりますが、これは揺るいでおりません。

常習性が出てくると罰金では済まなくて3年以下の懲役に処するということになります。そしてこの186条2項『賭博場開帳等凶利罪』です。賭博場を開いた人ですね、これは三月以上五年以下の懲役に処するということになります。ポイントは単純に賭博をしている人よりも、賭博場を開いた人の方が犯罪として重いということになります。これは先ほど最高裁大法廷判決が述べた賭博行為が極めて社会的害悪を広めることに繋がるので、賭博をやった本人よりも、賭場を開いて広めた人の方が罪は重いんだということを日本の刑法では定めているというわけであります。

IRでカジノをつくるというのであれば、私はこの点の議論をしっかりとしなければならないと思っております。IR推進法を出してカジノを認めるというのであれば、この条文との適合性はどうかという点はしっかりと議論しなくてはならない。国の法律ですから民意が問われるわけですね。もちろん議員に任せてそこは国会にやらしてもらえばいいやという問題ではなくて、特にこういう経済活動、社会的な風俗に対する罪と言われているものは、「何を守るのか」と考えるのは、我々のコンセンサスだと思うんですね。人を殴った、殺した、人の物をとった、そういうものとは違うわけですね。現実に被害が生じるか生じないかという問題じゃないですか。社会的害悪、つまりその辺の治安が悪くなるということは、私の肉体を傷つけられたとか財産をとられたとか具体的な被害が個人に生じるのではないのです。社会に生じる害悪を処罰するというのを国が法律で決めているわけですから、そんなものは守らなくてもいいよというのであれば、この賭博に関する罪を消せばいいわけです。刑法を改正してなくせばいいわけなんです、そこはそのままにしておいて、ただ個別の推進法のようなものをつくって認めてしまう。でも、なんでそれが違法じゃなくなるのか、というによくわからない。ここをすっ飛ばしてカジノの話になるというのは、法律家としてはどうしても解せないというところがあります。

こういう賭博に関する刑法犯であるという賭博について議論しないで、さらにできたときにどうするんだという話をしても、この状況の問題はどこにいったんだというふうに弁護士としては考えるというところであります。

一番最初にお話をしましたが、私は札幌MACという施設を知ることができました。きっかけは女性の覚せい剤の事案でした。確か捕まったのが3回目か4回目で、私が会って「今後どうしますか」という話を彼女とすると、覚せい剤をやめたいと思っています、というような話をするんですね。みんな言うんですよ、捕まっているときは、ただなかなか現実に行動に繋げてあげることができなくて、どうしようかということでもわたしも探した訳です。弁護士になって1年目の事件でした。ダルクも札幌にもあるんですが、そこは男性しか受け入れておらず、女性については受け入れてもらえなかったのです。じゃあ、ほかはどこかないのかと探していると、この札幌MACというところに出会いました。自分はもちろん見たことも行ったこともない所なわけですが、そこに私の被疑者被告人に一人で行ってこい、というわけにはいかないのだから、私も一緒にグループミーティングの場所に行ってみ学をさせてもらいました。そのときに見たグループミーティングというのは今でも忘れられない経験の一つです。本当に自分のやってきたことに正直になって、何が問題かということをお願いなし、聞きっぱなしということをされているんですね。

弁護士になって1年目でしたし、社会の状況というのは何も知らないひよっこが行って、私もまだウブでしたからそういう話を聞いて、正直涙をこらえることができませんでした。そのご自身が毎日毎日、自分をしっかり見つめて反省する。果たして自分にそれをやれと言われたときにできるだろうか？ということを感じました。今日飲みたいけど、今までががんばってきたし。今日じゃなくて明日飲むことにします。と目の前で言っている方もいましたし、今日1日だけ、と言ってやらない。これがどれだけ大変なことかということですね。ギャンブル依存の問題についてもそうですし、アルコールの問題にしてもそうですし、依存の問題すべてそうだと思いますが、今日1日だけといってクリーンな状態を保っていく。依存症の人がでてきたら治療すればいいんだよとか言いますが、現に依存症と立ち向かっている方の声を私たちはしっかりと聞いて、果たして治療というのはどういうことをいうのかをしっかりと見てから言って欲しいと思います。彼らに完治はないわけですが、常に自分の病気を立ち向かいながら1日1日を過ごしていく。そういう人を増やすということが許されるのでしょうか。まさに当事者の声にしっかりと向き合う必要があるのではないかと思います。

そのときに当時の施設長の方が、パーソナリティが歪んでいるから依存症になったわけじゃないんだ。依存症になることによって、その生活の中でパーソナリティが歪んでしまったんだ。だから私もあなたも、もしかするといつでも依存症になる可能性があるんだ、という言葉の思い出次第でございます。

私の拙い経験と話で、なかなか十分な報告ではありませんが、以上で報告を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

### ■報告③ 「IR導入に際しても望まれるセーフティネット対策を考える」

・有限責任あずさ監査法人 公認会計士 丸田健太郎

皆さんこんにちは。ただいまご紹介にあずかりましたあずさ監査法人の丸田でございます。本日は、

財務であるとか内部統制、ちょっと聞き慣れない言葉もございまして、資料の中にも専門的な言葉も入っておりますが、ご了承いただければと思います。まず、本日私からご報告をさせていただく論点について簡単にご説明いたします。

主に三つございまして、最初に、いわゆるIRの財務的な外観といったところを簡単にご報告して、そのあとマネーロンダリングであるとか反社会的勢力といったいわゆる金融取引関係の規制、第二番目に内部統制ということで、内部いわゆる組織をルールとしてチェックをするもの、そういった仕組みについてお話しします。そして最後にセーフティネットということで依存症等の対策といったところで、こちらがやはり統合型リゾートといったときにこういったインフラがないと、これは世の中に受け入れられませんというお話をさせていただきます。

IRの外観でございまして、IRというのが基本的には今の制度上、民設民営、いわゆる民間が自ら投資をして、雇用をしてその損失とか利益を享受する、リスクを負っているという仕組みなんです。では、勝手に民間がやっていいかというそうではなくて、やはり国、自治体、まずそもそもその特定複合観光施設区域という認定をされないと始まらないんですが、行政側から民設民営として営業する特権（ライセンス）を与えられています、一方でこのライセンスを与えられている前提として、各種規制であるとか制約、そもそもライセンスの審査というものもございまして、規制に対する行政のモニタリング、それと税金、もしくは納付金を納めるという義務をもっております。逆に企業側、オペレーターというのが実際にカジノであるとか、ホテルを運営する人で、あとそこ委託業者を含めてなんですが、こういった主要な企業であるとか、個人はすべてライセンスが一般的には要求されます。一方でライセンスが与えられている以上、この規制に対して各種対応しないとこれが十分にされないとか罰金であるとか、最悪の場合ライセンスを取り上げられるというもので、これがIRの仕組みです。その規制に対応するものの中で、これから私がお話するマネロンとか、反社対策、内部統制の維持、依存症対策、各種の規制について事業者がこれを守っていく必要があるというのがこの図概観でございまして。あと直接それをモニタリングするために、自治体とオペレーターが契約する仕組みです。

続きまして財務的な部分のお話をさせていただきますと、これはシンガポールの事例で、皆さんよくご存知の通り、マリーナベイサンズの図なんですけれども、この中のカジノの面積割合というのは、たった3%しかないんです。で、入り口も分かりづらく基本的には地下にあるというようなところがございます。その面積のほとんどが、いわゆるノンゲーミング、非カジノといわれております。ホテルであったり、ショッピングモール、その他いわゆるMICE（マイス）と呼ばれている会議場といったものがほぼ面積を占めています。ただですね、一方で雇用に目を投じますとこのマリーナベイサンズが直接雇用しているのが大体9000人くらいですけれどもそのうち、カジノ関連に参与して雇用されている者が約4000人、46%でございます。ホテルであるとか、ショッピングモールには大体4、5000人は少なくともいると言われておまして。そういう意味では非常に雇用という意味でもカジノ以外といったところが基本的には大部分を占めていくという施設になります。これにいわゆる協力業者も入ってきます。その協力業者の雇用というものをたしていくと非常に大きな効果があるというふうには一般に言われています。ただ一方で3%しか面積がないカジノが実は売上げの78%です。イメージとしましてはカジノ部分で約2千数百億、全体で三千億弱という売上げがございまして。それでIRの財務的な仕組みというのは、このカジノをメインとした事業で次のページで専門的なお金の流れを説明しますが、こちらがちょっと細かいんですが、IRを取り巻くお金の流れでございまして。

左側がすべてプレイヤーもしくはその利用者の方からのお金で成り立っているんですけれども、まず

左からプレイヤーとのお金のやりとりという意味では、いわゆる賭金総額という意味で、チップにかえた額、スロットマシンに賭けた額ですね。先ほどのページはいわゆるシンガポールの例でお話しましたが、例えばイメージとしてシンガポールはカジノのニーズが非常に高いのですが、ラスベガスにある同じサンズ社のカジノのイメージでいきますと賭金総額というのが約年間6000億くらいでございます。これに対して実際ゲームをしてお客に払い戻しますので払い戻したり、あとはフリープレイといわれるただでゲームをさせるインセンティブもございまして、これを除いたいわゆるカジノの売り上げと言われる勝ち金というのがございまして、これが約600億強でございます。一方でカジノ以外、先ほどホテル、ショッピングモール、コンベンション、エンターテインメントといったものでございますが、カジノ以外は収入というのが、やはりラスベガスの場合には合計すると一千億弱というところがございますので、それをみれば、ラスベガス・サンズ社というのは大体カジノの売上比率というのが大体30~40%くらいというものでございます。これに対して、ここの収入から何を引いてカジノの残るかということなんですけれども、まずは人件費とか経費とか、あと課税されたり、納付金、ライセンス料といったものもございまして、それと多泊されるお客様へのインセンティブというのを引いて、我々の業界ではよくイービッター (EBITDA) ということを非常に収益性であるとか投資の指標に使っておりまして、これは何かと申しますと、償却利息税金控除前の利益でございます。そしてここから償却利息税金を控除したのがいわゆる粗利益といわれる税引後利益になるんですが、大体ラスベガスのサンズのイービッター (EBITDA : Earnings Before Interest

Taxes, Depreciation, and Amortization) というのは約400億弱でございます。実はその400億弱の内訳というのが、カジノからのものが非常に多くて、そのカジノ以外のショッピングセンターとか、会議場といったもの、これは先ほどのシンガポールと同じなんですけれどもやはり非常に収益性は相対的に低いです。場合によっては赤字になってもおかしくないといったものもございまして、ですのでIRの財務的なポイントというのはカジノからでたイービッター (EBITDA) ということなのでいわゆる内部補助をしてお金を回して投資を見込む。言い方を変えると、イービッターは大体3~5倍くらい初期投資ができると言われております。先ほどのシンガポールの例ですが、シンガポールは実はカジノ比率が高いので、3000億くらいの売り上げのうち約半分1500億弱のイービッターをおさえます。ということはこれの5倍ですね、約7000億まあ実際6000億弱くらいだったと思いますが初期投資としてはできる。要するにこのイービッター (EBITDA) があるからこそ、そのカジノ以外の非常に大きなデザイン的にも優れた施設に投資ができると、逆に言うとこれがないと、おそらく民間企業は投資をしてこないであろうということがございます。一方でここからですね、お金ということにいきますと当然シンガポールでは入場料もございまして、税金、あとはライセンス料、納付金といったものが、国や地方公共団体の財源となってここから依存症対策であるとかそういった地域のためのコストが出てくる。ですので、ここにプレイヤーとの関係というマネロン対策とか、お金全般を管理するのがいわゆる内部統制という仕組みと理解していただければいいと思います。

今お話ししましたように、ここはちょっと難しい部分でもあるんですが、カジノとIRですね、実は非常にバランスが必要なものでございまして、今お話ししましたようにシンガポールのバランスとラスベガスのバランスとは全然違うんですね。バランスといったときにこの矢印はより同じ方向に行きやすいものということ、観光客が多いと収入も上がって投資もイービッター (EBITDA) によって増えて、雇用も増えて、人が多いので消費も増えると。あとはカジノの比率をいう意味でカジノ以外の投資も出てくると。それらのバランスを取らせるのは、やはり周辺環境であるとか治安であったり、社会の皆様から本当にこの施設が受け入れられるかと、このバランスを崩してしまうとIRというのは全く成り立たなくなります。要するに社会から受け入れられなくなってしまうということに

なります。例えばゲーミングが非常に多いカジノを作ったとしますと、それは周りから見ると単なる賭博場にしか見えないと。これで社会の人たちが納得するようなものにはならないんですね。これはもうバランスが崩れているんですね。先ほど韓国の事例で木曾先生がお話いただきましたけれどもこれはバランスが崩れた例です。この中でちょっと上にマルをつけた例えば税率であるとか、投資、雇用、ゲーミングの比率、こういったものは行政とかの規制で一応制約条件として課することができるものでございます。なのでこういったことをしっかりオペレーターの側に課していかないと、このバランスが単に商業的なものに進んでしまうと、バランスは崩れていくというようになっていきますので、ここをしっかりと管理するというのが必要かと思えます。

ここから個別論点に入って参りますが、まずマネロンでございますが、そもそもマネロンというのがちょっとあまり馴染みがないという方も多いと思うんですが、いわゆる表（おもて）に出せない違法に、例えば振り込み詐欺のお金を、これをクリーンに世界で使えるようにするために、何か不動産を買ったり、物を買って転売されたお金、要するに事業で稼いだかのようにしてクリーンなお金にしていくというのがマネーロンダリングでございます。マネーロンダリングの手口は色々ございまして、先ほど不動産とかクレジットカードで宝石を買ってそれを現金化して、お金をきれいにしていく。いろいろ手口がございまして、こちらがマネーロンダリングの一般的なところでございます。ではその対策はどういうものがあるのかということですが、例えば、お客様を知る、最近世界の流れの中でお金の動きであるとか、課税逃れということで、課税者の情報というのは世界の金融機関と共有する仕組みが急速に広まっています。そこでその顧客がどのような取引をしているのか、そこに何か異常な取引がないのかといったところをモニタリングする義務を金融機関に課して一定のものを政府に報告させるというのが一般的なマネーロンダリングの対策でございます。ではマネーロンダリングがなぜカジノに問題があるのかといいますと二つリスクがございまして、やはり大きいのはカジノに内在するリスクですね。カジノで勝ったかのようにしてお金を資金洗浄できるということにして、例えばカジノの中にはお客様にお金を貸したり預かったりということグローバルベースでやるところがございまして、これを使ってマネーロンダリングをするということもできますし、あとはマネーロンダリングをする人というのはお金の二割くらいなくなってもいいと思われていると言われておりますので、例えばカジノに行行って勝っている人を見つけてそのチップを2割増しで買い取ります。そして、カジノで勝ったかのようにしてお金をクリーンにするということもできてしまいます。このように現金の流れがある意味不透明なところがカジノにはあるというリスクがございまして、あとはマカオでは非常に特異なものもございまして、それが次の外部リスクでございまして、ジャンケットと呼ばれる旅行代理店の様なものであったり、プロモーターの様な存在でございまして、中国では外貨を外に持ち出せないということでそういった中国のVIPの方を中心にお金を貸して、資金洗浄の手伝いをしてる旅行代理店エージェントをジャンケットとっておりますが、これは普通に考えますとカジノにはまっている方にお金を貸してそこでゲームをさせて、それを回収するというのも実はできてしまいますので、そういった意味ではこのカジノというのは非常にお金が動くという意味でマネロンリスクが高いと言われております。これに対して今世界で規制がかなり強化されておまして、このFATF (Financial Action Task Force) というところの、OECD加盟国のいわゆるルールがありまして、マネロンの対策のために「40の勧告」というのが認められています。日本もこちらを最近取り入れて、金融関連の法律が非常に強化されています。基本的にはどうすればいいかということでございまして、このFATFが当然このカジノを対象にして規制を行うということが一般的でございます。では具体的に何をするのかということですが、アメリカの例で言うと、アメリカでは1万ドル以上の換金をしたり、勝った人については個人情報に国に報告する必要がございまして、個人情報とい



うのはここではソーシャルセキュリティでアメリカのマイナンバー制なども含めた個人情報がすべて補足されて報告されます。あと5千ドル以上の何か怪しい取引、例えば何回かやっている同じ人がいるなど、疑わしい取引なども報告する必要があります。そのためにカジノはいわゆる内部の仕組みとして、例えば3千ドル以上の換金をするひとには毎回情報を取っておいてこれが一日で超えてきた場合にはソーシャルセキュリティ番号をだしてくださいというような規制を行って情報を集約し、ここからマネーロンダリングになる怪しい取引をさせないということでございます。

続きまして反社会勢力でございますが、こちらはカジノへの反社会的勢力の参入については、違法な賭博営業としているもの、先ほどのマネロンもでございますが、カジノ利用者に対する高利貸しといったものでございます。ただ一方でこの反社の日本特有の問題もありましてデータベースを使ってカジノ業者というのがいちいち入場も含めて規制できるのかというところが問題となっております。そこで反社会勢力に対する取り組みとして北海道や金融業が非常に厳しく規制はされておりますが、これがカジノになった場合どうなるのかということで、例えばアメリカでございますが、先ほどのライセンスとセットになっていましてカジノ事業者、役員、主要従業員に対して、いわゆる健全な人なのかというチェックをしたり、データベースに基づいて犯罪者がいるような組織にはそもそもカジノ事業には全く介入できないというようなところをいわゆるバックグラウンド調査をしっかりしましょう。あとは入場規制ですね。シンガポールでは入るときにIDをチェックしておりますし、あとは入場に当たって、反社会勢力でないことの確約をとったり、あとお金を貸す際にチェックをしたりというものもでございます。あとは日本の場合は反社データベースでございますが、これも個人情報を使う関係でそのものを運営するカジノ業者が使えるかどうかは非常に今の段階では不透明でございます。場合によっては銀行グループに出資してもらって銀行データベースを活用するといった案もお話としてはしております。

あとは当然、反社会排除ということになりますと会計回収関係の違法な取立てであったりそういったものもでございますので、こちらについても規制をかけたりというようなところが反社会排除のために有効なものではないかと思われれます。

例えば先ほどのネバダ州についてはライセンス取得の際の背面調査が非常に厳しいといわれておりまして、例えばオペレーターの法人については経営者であったり株主について過去20年間にわたる活動、たとえば10年分の銀行口座の履歴を全部出してくださいといったり、場合によってはクリスマスカードや、年賀状のあて先リストを入手してそこに何か怪しい人がいないか確認をしたり、あとそもそも企業自体のバックグラウンドチェックであったりだとかそういったものを行っている。これは非常に強い権力をもっておりまして、必要に応じて強制捜査ですとか、いきなり調査員が現れてすぐデータを出せというような非常に強い調査組織力です。考え方としましてはカジノというのは運営すること自体が特例、特権であってそれに対して議論をしようという考え方があるようでございます。

続きましてカジノの内部統制ということでございますが、内部統制というのは非常に難しいんですが、これは我々会計士の専門用語でございますが、そもそもカジノは数千人雇って不正が起きないようにするにはどうしたらいいのか、これは個々人の資質だけでは難しく、やはりチェックですとか、いわゆる組織としてこういうことをやらなければいけないというルールを作ってそのルールが運用されているかをチェックする仕組みです。そしてアメリカではそこをさらに外部監査ということで会計士が外からチェックをします。実際内部統制というものを後ほど説明いたしますが、日本ですといわゆる上場企業はJ-SOXといわれる財務報告関係の内部統制の基準というものを使います。アメリカではMICSといわれる最低限のカジノが整備すべき内部統制の基準というものを使います。こう

いった内部統制の社会基準に対して組織内でそれを咀嚼したルールをつかってそれを運用して、それがルールどおり運用されているかチェックする。このモニタリングの仕組みを回わしていくというものの、それが内部統制というふうに考えております。なんで内部統制が必要なのかといいますと、カジノの中で先ほど賭金から売り上げになるGGR (Gross Gaming Revenue) という勝ち金ですね、これを勘定するにあたって、ある意味テーブルゲームなんかどれくらい賭けているのか分かりづらいということでございますので、人の手で集計をしたりというのがございます。あとGGRは課税の対象になりますので、これを間違っ、あるいは不正に低くすることによって、正しいお金の勘定が抜けてしまうということがございますので、このGGRをいかに正確に把握するような仕組みをつくるかというプロセスが内部統制ということでございます。そしてこれはアメリカの規制でありまして、簡単にご説明いたしますが、全体で11セクション、ゲームごとに1000項目ほどのルールが求められています。例えばカードゲームでございましたら、換金する場所とテーブルの間のお金などの移動を含めて、全て移動記録をモニタリングされて記載された上で監督者が承認を行わなければならないという。あと細かいこともございますが、全ての記帳であるとかそういったものは8時間ごとに必ず集計をしなければならないという非常に細かいレベルの仕組みの規制がされています。例えば、ITについても、ITの仕組み自体も、非常に高額なITの仕組みでないと対応できない、アクセス記録をとったり、ログインの失敗については全てモニタリングしたり必要です。また、カジノで一番不正が行われやすいのは特にテーブルゲームでディーラーとお客さんが結託すると不正はいくらでもできてしまうんですが、それも当然内部統制ということでカメラがいたるところに死角がないように設置がされているわけです。あとは私服の警備員や従業員の服装について、チップが隠し易いようにならないようにとか非常に細かい基準が決められておりまして、これは不正だけでなく、間違いが起らないというのも同時に防止することとしています。意図的でなくとも結果として間違ってしまったら意味がございませんので、そのような仕組みが内部統制としてあります。

最後に依存症に関するセーフティネットですが、これは専門の先生方からお話があるということで簡単にご説明だけさせていただきますと、こちらにつきましてはわが国の現状ということで、日本のパチンコ・パチスロといわゆる公営ギャンブル、あとシンガポールのカジノを並べてみたんですが、我が国のパチンコ・パチスロは約458万台ということで人口1000人あたり約43.6台あります。公営ギャンブルは全国に98場、一方でカジノはシンガポールでは2軒しかございませんので1000人あたり1.6台ということでかなり数は違います。あと入場規制であるとか、入場料、広告宣伝規制については、パチンコ・パチスロでも入場規制はありますが、IDチェックをしておりませんので、潜り抜けられますし、入場料もなし、広告宣伝規制もありません。公営ギャンブルはこちらも同じような形で投票券は20歳以上しか買えないんですが、IDのチェックもなし、入場料も少額のものがある。ただ一方でシンガポールのカジノは入り口のIDチェックで21歳未満は入場禁止でございます。それと入場規制ということで自己排除プログラム、あとは強制排除プログラムを通じカジノに入れられない措置が設けられています。あと入場料は自国民について1回の入場につき100シンガポールドル、年間1000シンガポールドルの入場料金を徴収しています。あと広告宣伝規制もございます。そのほか依存症に対して、パチンコ・パチスロは、依存症啓蒙ステッカーをはったり、チラシにも書いたりすることもございます。ただこれは一部にとどまっておりますので、全体で見ればあまり規制はされていない。公営ギャンブルにいたっては、依存症の対策がありません。一方でカジノのシンガポールにつきましては、さきほども木曾先生からもお話がございましたが、教育であるとか依存症対策の予算措置なども兼ねています。シンガポールの依存症対策でございまして、IDを提示したり、国民がカジノで負けたときに貸付しないことになっておりますし、あとは本人であるとか、

家族などの申請によりリストに登録されるとカジノには入れない、さらに啓蒙活動、治療に対しても専門機関をつくって対応しているというのが事例でございます。それ以外で木曾先生からも教育のお話がありましたけれども依存症の納付金活用の事例であったり、自主規制ということで、アメリカでは自主規制をつくって、会員企業がお金を出し合って自主努力で対策を講じているというところもあります。

シンガポールでは、非常に厳しい規制を行っていて、その結果がどうかという相関関係はわかりませんが、カジノを整備する前と後でいわゆる依存症の基準でレベル2といわれている問題ギャンブラーであるとか、レベル3のギャンブル障害という治療が必要な方の比率というのがカジノ前後でデータの上ではほぼ変わらないというような状況にあるというふうに伺っています。ただ依存症に関しシンガポールでは事前ケアというのをしっかりしています。そもそも考え方としてレスポンシブル・ゲーミング (Responsible Gaming) というギャンブルをすることによる利益と弊害をしっかりと事業者が保証するための自主基準というのを考えとして持っておかなければならない。これは各種規制をやる際の理念として提出しているものでございますけれども、アメリカではこの理念を中心として、あまり入場時のIDのチェックなどは義務付けられているわけではございませんし、自主規制的にやっている。ただし量的には非常に厳しい統制の中でやっている。一方でシンガポールにつきましては事前に対応がなされている。ここも規制に関するアジア圏とアメリカ圏の差、自己責任的な考え方がアメリカでは多いですので、差が若干ございます。とはいっても何らかの対策を行っていかないとIRのバランスというものが崩れるというふうに考えられています。

駆け足で大変申し訳なかったのですが、以上が私からの報告になります。

どうもご静聴ありがとうございます。

## ■パネルディスカッション

～テーマ「IRに対する期待と懸念～未来のまちづくり、地域経済を考える」～

### ・コーディネーター

苫小牧駒沢大学 国際文化学部 キャリア創造学科 准教授 丸山和幸

### ・パネリスト

苫小牧商工会議所 副会頭 石森亮

苫小牧市議会議員 金澤俊

植苗病院 院長 芦沢健

北海道合同法律事務所 池田賢太

### ・コメンテーター

(株)国際カジノ研究所 所長 木曾崇

有限責任あずさ監査法人 公認会計士 丸田健太郎

(丸山准教授)

それではパネルディスカッションを始めさせていただきます。私は今ご紹介いただきました駒沢大学の丸山と申します。よろしく願いいたします。

最初にお話を承ったときに正直申し上げて困ったなというふうに思いました。私はまだ苫小牧に来て4年の若輩者なんですけど、これだけ水がおいしくて、人々が親切な街というのをどう良くしていくかという視点で考えていきたいなと思います。ひとつ決めていることは色々ご意見あると思いますが、

カジノに賛成、反対でバチバチと殺伐としたパネルディスカッションにならないように進めたいと思いますので是非ご協力をお願いしたいと思います。

議事の進行についてご連絡なんです、パネルは3部構成になっておりまして、最初に積極派の方と懸念がある方、2グループから課題についてお話をいただきます。そしてその後一巡されたらそれについての対応方向ということをお話をいただきます。これにはコメンテーターの方も加わっていただきます。それから最後に苫小牧の未来の街づくりという視点から、皆さん6名の方でまとめていただくという構成になっております。それぞれのパネラー、コメンテーターの方のお話の中にご意見等おありと思いますが、最後に質疑応答の時間を設けておりますのでなんとかこらえていただきたいというふうに思います。

私おしゃべりなんですけれども、育ちが良い分、自分でしゃべるのは好きなんですけれども、人を仕切ったりすることが大変苦手でございますので何とかこの私の大きい顔に免じてご協力いただきたいと思います。よろしくおねがいします。

それでは早速ですが、いわゆるIRについて直面する課題という点で、石森副会頭、次に金澤議員の方からお話をいただきたいと思います。よろしくおねがいします。

#### (石森副会頭) \*資料参照

苫小牧商工会議所副会頭の石森でございます。よろしくおねがいいたします。今、コーディネーターから、積極派と懸念派という話がありましたが、私は懸念はあるんですけれども、積極派でありまして、懸念をしていることについてどのようにコントロールしていくことができるのかということ踏まえながら是非このIRを進めていければと思っている次第でございます。私は苫小牧に来て三年になりますけれども、最近特に思うことでありますけれども、日本あるいは北海道、苫小牧もそうですけれども、これから高齢化、そして人口減少という時代を迎えるにあたって、このままだと10年経ち、20年経ち、経済も縮小していくのではないかと心配をしているところであります。こういう時期に、子どもや孫たちに何を望んでいったらいいのか、それからIRというひとつの構想の中でこれをひとつの契機として真剣に議論していく必要があるのではないかと思います。

政府の成長戦略で示された海外から人を呼び込む、交流を進める、統合型のリゾートIR構想、これは従来から北海道を「観光立道」にしようとするすすめてきた延長線上にあるのではないかと思います。もちろん一部カジノの施設を含むということから、懸念の問題もございまして、ただ徹底的にコントロールして仕組みを作り上げて、これを前提にこのIRを進めていけないかと考えるものでございまして、今このパワーポイントの図がございまして、私のほうから直面する課題ということですが、この道央地区というのがどういうポテンシャルにあるのかということの説明申し上げたいと思います。私は銀行出身でありますけれども北海道支店長のころに、苫小牧商工会議所会頭から札幌一極集中、これに対抗するのが、千歳、恵庭、苫小牧市の道央圏という広域圏が必要ではないかということをお聞きいたしまして、お手伝いをしたことがございまして、10年くらい前になるかと思います。ここの右側上のほうに道央都市連携構想、これは今でも商工会議所、行政レベルでも地道に続けている構想でございます。今このIR構想ということ考えたときに、この道央圏、プラス近郊の4町を含めてこの地域は非常にポテンシャルの高い地域ではないかということでございまして、この左下のところでございますけれどもWポート構想ということで、これは岩倉市長もよく、Wポート構想とお話をされてございまして、新千歳空港には海外からたくさんの方がおいでになります。もちろん国内からもそうございまして、それから苫小牧港。港がございまして、こういった北海道の玄関口を用意しているところでございまして、今ニセコに海外からたくさんの方がきておりますけれども、これも新千歳空港を通じてきて

いるわけでございます。今この右上の地図でございますが、千歳にすれば北海道の各空港に接続できる、今IRの候補地の苫小牧、小樽、留寿都、釧路とございますけれども、それも新千歳空港から色々接続できる、こういう中心地でございます。それからもうひとつポテンシャルで申し上げたいのはこの左の下のところでございますけれども、この苫小牧のエリア、特に苫東を抱えたエリアは非常に高いポテンシャルをもっているということを申し上げたいと思います。もちろん西港も私のところでフェリーターミナルをやっておりますけれども、一日7便の日本でも有数のフェリーターミナルを有しております。この西港と東港をあわせると日本でも最大のポテンシャルになる地域だということができると思います。その地域に最近海外からも注目をされる企業、あるいはプロジェクトが集積しているということでございます。ひとつはもうご存知のようにトヨタ自動車を中心とする自動車産業の集積、北海道トヨタだけでも3000人から4000人を抱えるほどの企業、かなり世界的なレベルの高い企業が集積をしているわけでございます。それから二酸化炭素を海底苫小牧沖に貯蔵するCCS事業というのが世界でもはじめて実証実験施設が配置をされているというところでございまして最近の海外からの視察団が来ているところでございます。それから苫東のエリアでございますが、もうご存知のようにJFEエンジニアリングがトマトの工場、プラントを作りまして、これは野菜が栽培できない砂漠地や寒冷地の極東なんかにはプラントを輸出するようなそういうパイロットプラントが立地をしているわけでございます。それ以外にソーラーもあります。

まずもって申し上げたいのは、この道央都市という集積地をなんとか北海道の牽引力のある地域にもう少し格上げしよう、そのためにはIRが必要ではないかと思っているところでございます。

(丸山准教授)

ありがとうございます。続きまして金澤議員からよろしく申し上げます。

(金澤議員) \*資料参照

みなさんこんにちは、ご紹介いただきました、苫小牧市議会議員の金澤俊でございます。よろしく申し上げます。私も積極派ということでご紹介いただいたんですけども、議会でも非常にこのIRに関しては課題の多い、問題の多いものでありまして、それを何もしないで、誘致だということは全く考えておりません。

そういったものがクリアされなければ逆に誘致ということは私もいえない、そういうふうになんか私も考えておりますし、また今日も市議会の先輩議員も来ていらっしゃるんですけども、私のこれから話すことが議会の取り決めや考えということでもありませんのでその辺は冒頭申し上げておきたいというふうに思います。

先ほど石森副会頭からお話がありましたけれども、私のほうから、そもそも苫小牧市に関してどのような状況にあって、今後どのようにしていくのかというものを将来人口推定を基にお話をさせていただきたいと思っております。ここにお越しの方にはなじみの深い数字かと思っております。ここに出ております数字は、国立社会保障・人口問題研究所がだした数字でございます。2005年から2035年までの人口推計がでております。よく言われていることですが、17万2千人の人口が14万2千人まで、約3万人減少するということが書かれています。それぞれの下のの方に年少人口、生産年齢人口、老年人口割合というのものも、これはホームページ上からも引っぱれる数字であります。これは構成比率までしか載っていません。これは右側の数字に注目していただきたいんですが、私がちょっと左の表から加工しまして、実際に人口の実数としては年少人口、老年人口、生産年齢人口はどうなるのかというのをいささか出させていただきました。苫小牧人口としては3万人減少していくというお話なんです

が、ここで大事なのは、生産年齢人口を見ていただきたいと思います。一番下段であります、これが全体で3万人減るといっている中で、生産年齢人口はさらに3万9千人。もっという？ということになるわけですね。その分老年人口が1万9千人増えるということになっておりまして、高齢化率というものが非常に各自治体でも懸念されているわけですが、この苦小牧でもそれが進んでくるという中で、この生産年齢人口が減少をたどるということは、皆さんもご承知のように、ようは働いて税金を納める方が減ってくるということでございます。変わってきている構成比率といっても、税金を払う方々の構成というものが、率として落ちてくるということですから、これは自治体運営を考えても税収というものは非常に大きな問題であると。これが2035年までに、我々苦小牧市の人口というものがこの推移でいく、その結果このような状況を迎えるということをやまずは皆さんご理解を改めていただきたいと思います。このような人口推計があるわけですが、その一方で、それは苦小牧市の持つ公共施設等のことについても触れておきたいと思っております。これは平成26年の3月に市のほうで作成されました公共施設白書というものの数字を用いてますが、この中には現存する公共施設がどれくらいあって、どれくらいの費用をかけて直さなければならないかというのを表したものでございます。ご覧のように、一般公共施設が89施設ありまして、867億円。小中学校が977億円、これは今後40年で直さなければならないんですが、トータルで1844億円。年間で46億円の費用がかかるということが数字をだされているわけです。ちなみにですが、これは公共施設白書の数字をもとにお話させていただきましたが平成20年から24年の5カ年で投資的経費として修繕等に使われた費用は、一般公共施設が年平均22億5千万、小中学校で12億8千万円、合計で35億3千万円ということですから、これを単純に先ほどのこれから修繕に必要な経費と比較しましても年間にかかる費用というのが大きく上回っているわけです。もっと修繕にかかってくる費用というのは増えていくわけで、これを先ほどの人口推計からとれる生産年齢人口の減少というものを考えましたときに、その費用をどこからもってくるのかということ議論してかなくてはならない、そのような状況にあると思います。そういった社会背景がある中で我々はそうなんですかとそのまま受けるのではなくて、やはり雇用の創出などにより人口を維持させて増加をさせていく、しいては税収を確保し、これから生まれてくる子どもたちのために、このふるさと苦小牧をいい形で残していく、そういった取り組みが必要になると私は思っています。

先ほどから報告の中でもありましたけれども様々なメリット・デメリットあるIRでありますけれども、私は、国が成長戦略の中に位置づけて今後、法整備化されてくる中で、やはり検討していく価値のある課題ではないのかなというふうに思っています、先ほど申し上げたようにいろんな課題がクリアされなければイエスということではできないわけですが、現状では私はそのように思っています。

(丸山准教授)

ありがとうございます。それではつづきまして、ご懸念のある方のパネラーのほうから、まず芦澤先生からお話をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(芦澤院長) \*資料参照

よろしくお願ひします。植苗病院の院長をしております芦沢といひます。専門は依存症です。アルコール、薬物、ギャンブル、全部診てます。ギャンブルをやっている人たちに言うことで「絶対に負けないギャンブルってどうするか知ってるかい？」という話をします。どうでしょう？みなさん、絶

対負けない方法知ってますか？そうです、やらないことですね。でも人間ってギャンブルずっと付き合ってます。日本でも日本書紀に載ってます。双六で賭け事があるんですね『禁断双六』って言ってますね。それから江戸時代にも富くじという形のギャンブルがあってそれが私の前回のフォーラムのときの資料に載っていますけども、寺社奉行だけOKであとは禁止みたいな、日本の宝くじみたいなもので民間はやっちゃいかんみたいなものなんですけど、最後に水野忠邦が全部やめさせたというようにね。そういうふうなことで人間ってのは、ギャンブルのようなものと付き合いながら生きてきているということがあります。

依存症についてもアルコールというのは問題のある飲み物で、酔っ払って暴れたりする人もいるし、禁酒法をやったわけですね。だけど失敗もしたと。ではどうやって付き合っていくかということもあるわけですね。9時-5時は飲まないとか、いろんな仕組みを作ったわけですね。ギャンブルもですね、そういったことが必要なんだろうと思うんですけど、圧倒的な勢いでギャンブルは進化してるんですね。お酒って進化しようがないじゃないですか、あまりね。色々銘柄変えたり、濃度変えたり、ノンアルコール作ったりするけど、そんなに変わらない。だけどギャンブルに関してはかなり凄いものが出てきている。エレクトロニック・ゲーミング・マシーン (EGM) といって、要するにパチンコとかパチスロの仲間で、そういう話をしようと思います。

日本は536万人のギャンブル依存がいると言われていて、色々世界中の統計を調べると、暫定世界一位です。日本におけるギャンブル依存の9割以上はパチンコ、パチスロです。実はカジノでもスロットの問題は結構注目されています。パチンコもパチスロも高度にコンピューターで画像処理されている点で、カジノのスロットとほぼ同じだといっているよと考えられ、コンピューターで極めて依存性の高いものにできる点がほかのものと違うんですね。非常に射幸心が高められる。エレクトロニック・ゲーミング・マシーン略してEGM(electronic gaming machine)とよく言われているんですが、各国の事情によるんですけどもスロット及びスロットに類似する高度にコンピューターによる画像処理をする機器をEGMと呼んでいるんですが、議論を巻き起こしています。

Dowling という人がアディクション誌に載せた論文では重篤な薬物依存をもたらすコカインになぞらえてリスクを指摘しています。逆にEGMは教育的なプログラムを映像にだすことによってリスクを減らすことができる。タバコの銘柄を書いて吸いすぎに注意しましょう、やりすぎに注意しましょうとテロップ入れるみたいなもんだと思うんですが、そういうやり方もあると。そうするとちょっと依存性低くできるぞということもありました。だけど、どのような形でもギャンブラーに射幸心をあおる、こういう教育も十分できるという逆に証明でもあるのでこのEGMは非常に難しいものと考えられます。さらにいうならば、今増えてきているインターネット依存がこれに類似しています。画像と音響によって条件付けをされていくということですね。1954年OldsとMilnerは快楽中枢というものを見つけたんですね。このレバーを押すと電極が流れて快楽中枢が刺激されて気持ちよくなってしまいうんですね。そうするとこのネズミさんは、ご飯も食べない、水も飲まない、寝ない。そしてレバーを押し続け死んじゃうんですね。なんとなくパチンコ屋に似たような人がいるような気がしますね。快楽中枢を刺激すると。ギャンブルも同じなんですね。

ギャンブラーはEGMで巧妙に条件付けられたパブロフの犬になりかねない。パブロフの犬ってありましたよね。ベルで肉がでるって条件付けをされると肉が出るんじゃないかなって思っているまでも唾液をだしているっていうアレですね。

EGMはいくらでも射幸心が高められる。もしも1億円があたる台があつたら飛びつく人が多いですね。1億円ですよ、この台やれば外れたけど惜しかったことを上手に「惜しかったですね〜またどうぞ。」なんて言われたらまた行きますよね。全国のチェーンかなんかで日本で必ず1億円当た



る日が来ます。以前このお店は1億円当たりました。なんて宝くじみたいな形でやったら絶対行く人いると思うんですね。こういうふうにくらでも射幸心をあおれるということが実はEGMにはあると思うんです。その他リスクを理解してカジノがどのようにスロットを管理していくか非常に大事じゃないか、台数だとか射幸心だとかそういうことが大事だと思います。あとこれは後で話になると思うんですけど業者、行政、政治家の癒着防止のために第三者機関による監視とか差し止めのようなことがないとエスカレートさせてしまう怖さを感じます。仲間内でやるといいという話しかでないの でやっぱりそこはフィードバックが必要かなとは思いますが。それで、薬物依存をイメージしてください。どのように管理するかというのはすごく大事です。業者をすり抜けていくという感じで行く人たちがいるのも事実ですので、あれはいい、これはいいというのはなかなか難しい。そのように思っています。もはやIRはどんどん進んでいくんだろうなという印象があるので、どのように作っていくかという議論のほうが多分実りあるかなというふうに私はちょっと思っているところがあるんですけども、やらないのが一番って言ったけれども、でもやる人いっぱいいますよね。だから どういうふうに依存症にならないようにやっていくかが大事なのかなと思いますね。ギャンブル依存で犯罪につながるものが結構多いです。やっぱり経済的なものですね。横領で小さい横領の人はたぶんギャンブルが相当いると思います。刑務所で調べてみたらいいなと思ってるくらいですね。あともう一つは自殺が多いです。経済的に追い詰められて自殺問題。一番は健康問題、二番は経済問題といわれていますが、その経済問題の一角はギャンブルの人たちですね。それでギャンブラーはまだまだ医療につながっていません。536万人もいますけれどもほとんどつながっていないに近いですね。病院に来なくてもギャンブルをやめる自助グループ、ギャンブラーのグループがGA（ギャンブラーズ・アノニマス）というのがあります。匿名でギャンブルをやめる会というのがありますので、苫小牧もありますね。今日もしここにいられている方でギャンブルに問題がある方は「GA」とネットで調べると全国どこでやっているか分かりますので行ってみたいかなと思います。

(丸山准教授)

芦澤先生ありがとうございました。それでは、先ほどご報告いただきました、池田先生からお話をお願いします。

(池田弁護士)\*資料参照

弁護士の池田でございます。皆さん聞いていてわかるでしょうか？一番私がこの端っこに座っている理由が。一番これに反対しているから一番端っこに座らされているんです。まあそういうわけでもないんでしょうけれども、私はパチンコ、パチスロ、公営ギャンブルというところをちょっとお話してみようかなと思います。

苫小牧だと駅裏に新しいパチンコ屋さんできたということをお伺いしたんですけども、パチンコ、パチスロ、公営ギャンブルというのは本来的に刑法で禁じられているというのは先ほど報告で確認したところなんですけれども、なんでこれ許されているのかなというところをちょっともう一回確認をしてみようと思うんですね。パチンコだってパチスロだって換金をやっちゃいけないわけですね、風適法（風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律）で禁止されているんです。だけども、みしてみると明らかに換金されてますよね。これどういうことなんだろうか、というのが私のまとめたものになります。

これは、三店方式という方法をとるわけです。パチンコ店が、直接的には換金行為に関与していないということが一番大きなところですね。遊ぶと出玉を「特殊景品」という景品にまず変えます。

これを持って換金所に行くんです。それで換金所は古物商をやってますから、これを買取るわけですね。買取ると今度は問屋に買取ってもらうわけですね。で、問屋はまたこの特殊景品をパチンコ屋に戻す。ここで特殊景品を介入させることによって、換金行為をしているということですね。だからパチンコ店景品交換所、景品問屋がそれぞれ独立した形でやっているから問題ないんだ、だから三店方式なんだというように言っているんですね。これ適法なんですか？という、適法なんじゃないかね。ただ警察庁はどういうふうに言っているかという、「直ちに違法とはいえない」というふうに言うんですね。適法とは言っていないわけです。これはパチンコ店と、景品交換所、景品問屋が、必ずしも独立しているように見えるだけで実はそうになっていない場合もそれぞれグレーな場合が多いから、直ちに違法とはいえないという立場でお話をされているんです。これは警察学論集などでも出てくるようでありまして。あとは警察としてもやっぱり賭博罪がある以上管理をしていかなければならないということもありますから射幸性を高めてしまうような換金を認めることはできないところです。だからそこについてはグレーな直ちに違法とはいえないというようにおさえているということでもあります。

ちなみに日本の証券取引所はパチンコホールの上場を認めていないというふうに言われています。これはこの三店方式の合法性について疑問があって投資家保護が図られないからだというふうにしております。パチンコ屋のダイナムというところがようやく香港で上場されたようですけども、いまだ日本では上場されていないということになります。

次、公営ギャンブルですね、競輪、競馬、競艇、こういったものがなんで許されるのかということですけども、これは特別法によって違法性を阻却すると、これは刑法の学問上の難しい用語です。要するに本来は違法なんだけれども、特別の方法によってその違法性を違法じゃなくなりますよということで、違法性を阻却するなんて普通の会話の中で使いませんから、今日皆さんこれ覚えて帰ったらいいですよ。ちょっと勉強したなって気分になれると思いますからね。そこでこれ何で許されているのかというと、「公設・公営・公益」この3つがあるからギャンブルを許すということになっているわけですね。すなわち誰が作っているのかというと地方自治体や、政府全額出資の特殊法人がやっています。それから運営機関が非営利法人ですね、地方自治体であったり国の外郭団体であったりします。それでさらにその収益が非営利法人でやっていますので全額利益にならないので、社会貢献活動に使用されているということになります。

次ですが、最近競輪のCMがちょこちょこ流れているので、競輪を例にして考えてみましたが、これ自転車競技法に基づいて地方公共団体が行っているということになります。立法目的は3つありまして、自転車やその他の機械工業の振興。技術を高めましょうということ。それから、体育や社会福祉などの公益を増進しましょう。上がった利益については地方公共団体にもどして財政の健全化につなげましょう。このような形で違法性が阻却されているわけですね。本来違法なまさに賭博なので賭博罪なんですけど、それについてはこの3つがあるから、特別な法律で違法性を阻却しているというのが公営ギャンブルの方法であります。それでこの大塚仁さんというのは有名な刑法学者ですけども、公認されるべき限度については、立法政策上、極力慎重な配慮が用いられなければならない。これは刑法185条を念頭に置いているわけですね。何でもかんでも許しちゃいけませんよということですね。ちゃんと立法政策の中でしっかり議論してやってください、ということですよ。

そうするとカジノはどうなんですか？というのが私は頭から離れないわけですね、IR推進法の中でこの議論が出てきてないと思いますが、しっかり管理すれば大丈夫だということは出てくるんですけども、この刑法185条との関係はどうなっているのかというところはしっかり議論されなければならないと思います。私企業が設置し、私企業が運営して利益を上げるということはまさに公設、

公営、公益の一つも含まれてこないということになりますね。そうすると、違法性阻却、かろうじてこの3つがあるからこそ違法性が阻却されているのに。カジノの場合においてはこの違法性の問題はどのように考えているのですか、ということをしかりと議論しなければならない。その下の保護法益の関係というのは先ほどの私の報告でも入れておきましたけれど、なぜ賭博というものを禁止しているんですか?という、こういう理由があるからですね。法律の解釈として、最高裁ですけれどもこの解釈をしていると。これは我々が社会一般ってこういう社会がいいなと思っているから、先ほど言ったとおり、風俗に対する罪ということでやっているわけですね。別に傷害とか窃盗とか殺人っていうのはどこの国だって規定されているわけですが、風俗に対する罪ですから、社会的な認識というのはそれぞれの国によって違いますから、日本と同じように処罰している国もあれば、そうでない国もあつたりするわけです。だから我々がどのようにこのカジノ問題について考えるのか、だからこの問題は国会で議論していればいい、国の成長戦略でやるっていうのは確かにそうかもしれないけど、それを支えるのはまさに我々国民一人ひとりなんだというところをしかり意識をして、このギャンブルというものをどう考えるのかしかり考えなければいけないだろうというふうになっているところなんです。

(丸山准教授)

ありがとうございます。それではそれぞれの課題については4名のパネラーの方からご掲示いただいたんですが、この後課題への対応方法というところで期待されるグループ、懸念されるグループからそれぞれ方向性を打ち出していきたいなというふうに思います。ここから、木曾所長と丸田公認会計士にも加わっていただくということで進めたいと思いますので、まず金澤議員お願いします。

(金澤議員)

今、池田弁護士の話にしても、ここまでの法的な解釈、既存の公営ギャンブルに対する理解が果たして国民もそうですし、もしかしたら国会議員も含めてだと思えますけど、まずそういう理解ができていかなというのは非常に疑問に思うわけですね。それで保護法益という話があつたんですけども、本当にこのとおりに守らなければいけない保護法益というのはあると思うんです。ただ今、合法ギャンブルの中でも、この勤労の美風を害するとかそういうものが排除されているのかというところ非常にそこも疑問なところがある、はっきり言ってできていないんじゃないかと思うわけです。で、私がやはり期待をする反面、こういったところをちゃんとできないとダメだよ、と言うのは先ほど申し上げたわけですが、やはり国の法整備の中ではそういったものも既存の公営ギャンブルの弊害みたいなものもトータル的に排除していくような新たな法整備、それから具体的な予算化、こういったものがないとまず認められないだろうなというのは、今のご説明を聞いていて思っておりました。それで私はさきほど申し上げましたように、人口減少というこの苫小牧市だけではない我が国全体と言っていると思いますけれども、問題を抱える中で、やっぱりいろんなことにチャレンジをしていかななくてはならないというのはあると思います。特にこの苫小牧市は新千歳空港もあつて、港もあつて、しかもただ単なる港だとか空港とかではなくて物流にしても、人の交流人口にしても非常に多い北海道を代表する、まさに玄関口としてある空港と港を持っているわけですから、そういった地理的な環境を活かさない手はないんじゃないかと思っています。昨年、港の50周年を迎えましたけれども、本当に先人たちが頑張ってきたおかげで、この地で我々は経済発展をしてきたわけですが、そ

ういったこともこれからもっともっと活かしていくことを我々は考えなくてはいけないだと思います。

やはり I R に期待するというのは、そのギャンブルのことばかり皆さん気になるのかも知れませんが、先ほどから言われている国際会議ができるような規模の国際会議場があるとかいうことを考えると、そういった国際会議を誘致できるというのも一つあると思いますし、それだけの人が呼べれば、人が動くということは、お金が動くわけですから、いろいろな消費があったり、その建設に関わる雇用もそうでありますけれども、そういった効果というのは期待できるものと思っています。ちなみに昨年 11 月に苫小牧市でブルームボールの世界大会というのがありまして、私も実行委員会に関わらせていただきましたけれども、600 人ほどの外国人の方が来て一週間くらい滞在されて、かなりお金を落としていったという話も聞いてます。また外国人のチームが小学校 8 校訪問し、保育園も 1 園を訪問して子どもたちと国際交流をしましたし、また日本文化を体験され、こういう街の賑わい、お金で語れない部分の賑わいみたいなもの、やはり交流人口を国内外からもってくることは期待できる様々な効果があると私は思っております。先ほどから申し上げましたとおり、課題というのはクリアしていかなければいけないんですけれども、やはりそういう効果も見据えて、将来的な雇用であるとか人口等も見据えて私は前向きに検討していいのではないかと考えております。

(丸山准教授)

ありがとうございます。それでは続きまして、産業振興とか雇用とかいう面になるかと思いますが石森副会頭からお願いいたします。

(石森副会頭) \*資料参照

先ほど道央圏一千歳、恵庭、苫小牧、この周辺地域のポテンシャルについてご説明申し上げました。カジノについてどこまでコントロールできるのかは先ほどご指摘のような法整備を含めてこれはやらなければいけないと思いますけれども、やはり先ほどの報告での説明にありましたように、こういうプロジェクトを誘致してその収益でいろんなインフラが作れるというのはこれから人口が減っていく中で、あるいは税収が減っていく中で、非常にこれを活かさない手はないんじゃないかと思えます。

このパワーポイントについて国際会議の開催状況です。トップがこの青色のシンガポールです。これが I R 統合型リゾートの設置後、急速に伸び世界の会議をダントツ集めています。先週くらいの新聞に今年の海外から日本に来たお客様が 1300 万人強という報道がされました。2020 年までに 2000 万人という目標の中で、大きく記録を伸ばしております。もちろん円安というのもございますでしょうけど、確実に海外からお客さんが日本に来ていると。とりわけ北海道にはこの約 10% の 115 万人が昨年度、海外から訪れているというところでございまして、北海道は日本の観光産業の牽引地域という位置を占めているわけでございます。

そういう意味でこの I R を誘致することによって、国際会議場とかホテルとか、あるいは病院とか、ショッピングセンターとか。どういうものを作るかというのはこれからでありますでしょうけども、こういったものも整理をしながら北海道の観光というものを主力にしながら、日本を引っ張っていくエリアになると、こういうところではないかと思えます。

皆さんはダボス会議という会議を聞いたことがあるかと思えますけども、スイスのちょっと奥の地域で毎年開かれる国際会議で各国の首脳、国のトップ、いろいろな方々が集まります。まさに私が思うに北海道にダボス会議を誘致するくらいの気概がないといけないのではないかと思えます。国際会議はビジネスの博覧会もありますでしょうし、医療の国際会議もありますでしょうし、あるいは音

楽、デザインなどの文化関連の会議、スポーツ、そういったものもあるでしょう。したがってこれからカジノを含むIRの設計の中でこういうインフラをどういうふうに作り上げて、北海道の牽引力にしていくかというところが期待したいところでございます。

(丸山准教授)

ありがとうございます。それではこのIRに期待する機能とか効果とかといったところについて木曾所長から補足のコメントをいただきたいと思います。

(木曾所長)

先ほど池田弁護士が凄くいいことをおっしゃっていて、ほうと思いながら伺っておったんですが、競輪を例に考えるとおっしゃった中で、いわゆるこの賭博というものが社会において、許容されるためには、三つの公的な目的をもってそれが認められておるんだと、自転車その他の機械工業の振興、体育、社会福祉などの公益の増進、そして地方財政の健全化という三つがちゃんと掲げられた上で、そうした精神を持った上で、それが認められておるのだというおっしゃり方をされていた。それが実はまさにIR推進法の中でも第一条の目的の中で書かれている。「観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資する」と、この一文に全てが込められているんですね。これは当然この国、日本国にとってIRというものが認められるために、この要件が満たされなければならないのに同時に、この地域にとっても、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するという要件が満たされなければ、多分この地域にはIRはいらないです。という言い方を私は常にするわけですよ。それを軸にきちっと考えていく、果たしてこのIRの導入というものが、観光そして地域経済の振興、財政の改善、この3つに対してどのように影響を与え、そしてそれがこの地域に最終的に寄与し資するものなのであれば「イエス」そうでないなら「ノー」であって構わないし、そういう決断をしなければならない、そのための論議がこの場であってまさにこのセミナー自体が賛成、反対きちっと登壇させた上でお話をさせていただいているというのはすばらしいことなんですよ。実は全国の津々浦々の自治体などあちこちでこうしたお話をするんですが、なかなか反対の側面の人をこれだけの数、きちっとそろえて、しかも弁護士さんと精神科医さんの先生という専門家という構図でこのようなセミナーをやっているところ、正直申し上げてほとんどないです。でも、これは必ず皆さんにとって必要なステージですからきちっと考えていただきたいというのが私の原則的なスタンスです。

(丸山准教授)

どうもありがとうございます。それでは続きましてご懸念のあるグループのほうからですね、先ほどご提示された課題についての対応方向というところで、まず池田弁護士からいわゆるギャンブルの社会的な影響という点になるかと思いますが、お話をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

(池田弁護士)

ちょっと確認だけお願いいたしますと、私がさっき言ったのは、競輪のところの立法目的はむしろ公益のところに含まれるかと思うんですね。ポイントはやっぱり三つあって公的なところが設置をし、公的に運営をして、それが公共の利益に還元されるこの三つが大事なところだということをおあらた

めて押さえていただければいいと思います。IRには、木曾所長のいう「公益」はあるのかもしれませんが、「公設・公営」という要件は満たさないのです。

ギャンブルの問題というのは先ほど芦澤先生もおっしゃられましたように我々の身近にあるんですよね。私だってちょっとやるんですよ。かろうじてそれは「ちょっと」でやっているからいいだけの話なんですよね。だけどこれがいつどこかで、間違えてビギナーズラックで大当てして、それが2回、3回と続いたときに俺はもう弁護士なんかやられるかと言って、そっちにのめり込むかもしれないわけですよね。私だってそういう危険性はあるし、みんなにそれぞれ危険性があるんだというところを認識はしっかりしなければならぬだろうというふうに思うわけです。これから先、雇用どうするんだという問題はあると思うんですよね。経済をどうするんだ、人口減少をどうするんだといったときにこのIRというものが必ずしも救世主になりうるのかというところはしっかりと議論しなくてはならないんだと思うんですね。

私はこういう多重債務の問題もやっておりますから、貧困問題、奨学金の問題なんかもやるわけですが、その中には今奨学金があると、借金と結婚するのか？とって結婚させてもらえない場合があるわけですね。インターネットのヤフー知恵袋なんかで「奨学金・結婚」を検索すると、「私に奨学金があるので結婚をちょっと考えてます」とかって、そもそも子どもを生む前に結婚の段階でためらう若者が多いというところですね。この若者の雇用と、借金漬けの状態をどう考えるのかというところをしっかりと考えなければならぬだろうと思うんです。ちょっと話が全くギャンブルからずれてますけれども、今後の経済成長を考えると、雇用情勢を考えると、人口の減少を考えると、このIRだけの問題ではなくて、我々は社会の中にある問題をしっかりと見つめ直して考えなければならぬのではないだろうか。そしてその一つが確かにIRになるのであれば、木曾所長がおっしゃられるようにこの苦小牧にも必要だということになるんだと思うんですね。

まさに我々の問題として誰かにお任せをするのではなくて、しっかりと私たち自身が何が必要なのかということを実際に議論するということがギャンブルの問題を考える上でも、これからの苦小牧を考える上でも、日本を考える上でも、世界を考える上でも必要なだろうというふうに思います。

(丸山准教授)

ありがとうございました。それでは続きまして芦澤先生、依存症のお話になるとは思いますがよくお願いします。

(芦澤院長)

皆さんギャンブル依存ってピンとこないかもしれませんが、それはそれは悲惨です。まずギャンブル依存ってどうなるのか、というのをやはり知る必要があるかなというふうに思います。今日はもう時間が無いし、そういう話はできませんけれども、家族も家も失って、もう絶望で自殺する人っていうのはかなりいるんだということ、また犯罪に走る人もいます。GA（ギャンブラーズ・アノニマス）にいくと、「強盗か自殺か二者択一だ。」なんて話が出るんですよ。お金に困ってね、治療を受けにくればいいし、自己破産すればいいし、色々方法はあるわけですよ。でもそのくらい追い詰められているというのは事実です。ギャンブル依存になる人はどういう人なの？、もしかしたらちょっと遺伝があるかもしれませんがね。親もギャンブラーで、子どももギャンブラーというのも結構います。遺伝的な要因があっても私はちょっとあぶない家系だから最初からそういうところに行きませんとかね。IRでもシンガポールではそういうことやれるそうですけれどもね。最初から宣言して行けない形を作るだとかそういったことも入れる必要があるかなとおもいます。

先ほど議論がされているパチンコ・パチスロのギャンブルの問題、公営ギャンブルの問題、IRのギャンブル、三つギャンブルの問題が日本にはあるんですけども、別々でなくてトータルでやはりギャンブル依存として捕らえて議論をし尽くしていないなどというふうに私はちょっと思いました。いろんな問題あると思います。当然どれもお金が絡むしお金が集まるのでいろんな事業に使えるということがありますがけれども影の部分を含めてギャンブルについてももう一度見直す必要があるなと思います。

話をちょっと変えると増収を増やすために大麻を解禁しているアメリカの州があります。たぶん日本でやったらみんな大反対するでしょうね。そういうこととIRを導入するってことは全く違うことではないですよ。人間って危険を引き受けながらやっていくということがあるので、危険をきちっとわかった上でOKしないと、後々こうなったあんなったということじゃやっぱりダメなわけで、やっぱりリスクを背負ってギャンブルの問題をちゃんと理解した上で議論し尽くして導入していくかどうかを決めていくのが、私は正しいと思うんですね。後から文句を言ったん場合ってぐちゃぐちゃになって話にならなくなっちゃうことがあるんですね。これはやはりきちんと議論し尽くすということがいいと思うんです。多分ギャンブルを完全に日本から廃止するのは無理だと思うんです。宝くじだってギャンブルですから。一般の人はあまりそういうふうに思わないかもしれないですけど。人間の脳はギャンブルをするようにできているんですよ。未来の不確かなことに対して、お金と情熱とを傾けてもうちょっと儲けたいというのは全部ギャンブル的な脳ですからね。ある意味で企業活動そのものがギャンブル性を伴っているわけです。株式相場にしたってFAにしたって、そういうものがあるわけで、そういうもので世界は動いているわけですから、全てを廃止するわけにはいかない。いかにそれを法律できちっとルールを守りながら安全な形を作るかということだと思うんです。だって株だっていっぱい研究している人がいる中で誰も予想できないで大暴落がおきるわけです。どれほどの利益が上がるか分からないわけですよ。ギャンブルはもっと儲からない、あくまでも娯楽であるという考え方をきちっと教育を含めてやっていく必要があるんじゃないかと思います。

(丸山准教授)

ありがとうございます。それでは社会的影響という点で丸田公認会計士から補足のコメントをいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

(丸田公認会計士)

もうすでに依存症であるとか社会的影響についてはかなり議論が尽くされていると思いますので、私からは補足ということで、マネーロンダリングと内部統制についてお話しさせていただきます。まずマネーロンダリングにつきましては、非常に気になりますのが、ここから近いマカオの実態として非常に横行しているということと、これは不正蓄財であるとかそういった中国の国政の問題と非常にからみつけた問題がございまして、そこから地勢的にも近い日本において、そのような中国からのVIPのお客様に対するどういった対応をしていくのかといったところも含めて、先ほど芦澤先生からございましたけれども、やはりそちらのリスクについてはしっかり認識をしたうえで規制等を強化する。そういったお客さんが場合によっては少なくなるかもしれませんが、まあトレードオフなんですけれども、その中で顧客を見つけていく必要があるということです。

あと、内部統制ですが、これ実は全て人が絡んでいます。先ほどのルールも全部運営するのは人なんですね。やはりIRといったときに内部統制のルールとか、マニュアル、人材ですね。こういったインフラが日本には今全くございません。こういったインフラを持っているのは全て外資系の企業、



ラスベガス、アメリカ、マカオなどですね、あとシンガポールといった企業が持っておりますので、その意味で、IRを進めていくにあたっては、立ち上げの際にこういった外資系の企業の力を借りていかないと多分立ち上がらないというところかと思えます。では、外資系だから全部いいのか、そういうわけではないですね。やはりしっかりした規制がある国での実績があるところもあれば、やや緩い規制の中でしかルールを守っていないというところもあるかもしれません。そういう意味ではそこをどう見ていくのかというのがひとつ。あとは地域でどうやってこういった人材を確保していくか。おそらく外国人のお客様も来ますから、英語もできたりとか。さらにこういったギャンブルのことを分かっている、例えばディーラーができる人とか、管理ができる人とか、こうしたルールだけではなくて、依存症対策も重要です。マネージャーがギャンブルのフロアを見ていて、のめり込んでいる人がいるとちゃんと声をかけてあげるとか。そういった地道な取り組みも大事で、そういう意味では「人」に頼っている部分というのは非常に多いと伺っております。ですのでその意味では、地域における人材開発・研修まあそこも人材の開発や研修といったところも取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

(丸山准教授)

どうもありがとうございました。それでは、ここからは、今回のIRについて、苫小牧という街を皆さんで考えるという視点から、この苫小牧の未来の街づくりとか地域経済といったところについて、それぞれのパネラー、コメンテーターの方からご意見をいただきたいなというふうに思っております。ちょっと話が広がるかもしれませんが、観光客に寄っていただける街とか、あるいは泊まっていたいただける街とかということで、苫小牧を通過する街にしないということが一つ大事なことじゃないかなと思います。それでは池田弁護士からまずよろしいでしょうか。

(池田弁護士)

私は昨年この苫小牧に「カジノ誘致に反対する市民の会」というのができて、そのときの記念講演のときにご紹介を申し上げたんですが、ご当地苫小牧においては、人間環境都市宣言というのを1973年に議決をされておられるんですね。これをご紹介しますと、すでにご承知の方も多いかと思いますが、「苫小牧市は開基100年にあたり、緑と太陽の大自然を擁するかけがえのない郷土を守り、人間を主体とした公害のない、健康で安全な都市環境の創造を決意し、ここに人間環境都市とし宣言する。」というものです。このように苫小牧市がこれからどういう街づくりをしたいのかということの一つの宣言がここになされているというふうに思います。今回の話でありました社会的な影響というのがいわば公害になると思うんですね。ここをしっかりと議論し尽くした上で、公害のない、そして、先ほど丸田さんからもお話ありましたけれども、人を大切にする、人に寄っていく事業であればなおのこと、人間を主体とした、ここをしっかりと踏まえて、この新しい苫小牧をどう作っていくのかということが非常に大きな問題なんだろうと思います。IRはあったっていいと思います。私は無い方がいいと思うけれども、それは皆さんの中で声を作る。しっかりと議論した中で、市民一人ひとりの声が流動的なものではなくて、しっかりとした正規な声が確保されるんだったら、それはある意味で賛成になってくれる人がでてくるかもしれないし、そうでないかもしれない。まさにこのIRの問題を考えつつ、私はこの人間環境都市宣言というのをひとつのバックボーンとして、苫小牧で議論されればいいのかと思っております。

(丸山准教授)

ありがとうございます、それでは続きまして、芦澤先生お願いします。

(芦澤院長)

公営ギャンブルもパチンコ・パチスロ問題もIR問題も分けないで一緒にギャンブル依存としての対策を考えて欲しいなと思います。それで、どれが一番問題かというやはりパチンコ、パチスロ問題ですね、依存症の9割以上ですからね。500万人という数は、日本にいる佐藤さんという人数が約190万人という人数ですから、めちゃくちゃな人数になるんですよね。ほとんど医療にかかっていないですからね、たぶん池田先生のところに多重債務で相談に行っている方々もいるのかもしれませんが、そういう現実があるということです。それとIRは分けてはならないんです、一緒にギャンブルっていったい何なのかというのは、やはり国民として考える必要があるし、そしてギャンブルの問題と付き合っていくんだと。日本書紀から日本はギャンブルに対して伝統がありますので、そういったことをきちんと分かった上で、どう付き合っていくかということになっていくんだと思います。できれば、もしもIRができてしまったらアディクションセンター、依存症のセンター的な機能の病院があるといいなとは私は思っています。多分ギャンブルのあとに来るのはインターネットだと思っています。もはやそっちにちょっと移っているし、わざわざ賭博場へ行かなくなると、自宅が賭博場になりますからそうなったときにカジノはいつまでも黒字でやれるのか、本当にそれでいけるのか、そういったことも本当は議論しなくちゃいけないと思います。パチンコホール数が全国的に減っていくと聞いています。それから倒産件数も増えていると聞いています。ですけども依存者がいるのも事実ですよ、ですから世界の流行に乗っかって、うまくいくかどうかというのはやはり議論される必要があると思います。

カジノを作ることでもギャンブル性が高いんじゃないか、というふうに私はちょっと思うんです。そこはちゃんと議論してどうせやるなら勝てるということも大事かもしれない、絶対勝つということはあるのかどうかということもあるわけですよ。そういったことも含めてきちっと詰める必要があるんじゃないか。特に韓国はパチンコをやめた国、しかもカジノもうまくいかなかったということに学ぶことって実は大きいんじゃないか。うまくいった所というのは、うまくいった所しか見えなからね、ギャンブルっていうのは基本的にうまくいったことしか目を向けないというものですから、うまくいかなかったことにはいかに学ぶか、もしやると決めたらうまくいかなかったこと徹底的に分析する必要があるんじゃないかと思います。

流れとしてはもう進める方向にあるんだろうと思うんですけども、苫小牧は決まるかどうかはわからないですけども、ただ日本は受け入れる方向であるなら、やはりきちっとリスクを知る必要があるんじゃないかと思います。後戻りできるかどうかは私は分かりませんが、そんなふうに思っています。

(丸山准教授)

ありがとうございました。それでは丸田パートナー、補足コメントお願いいたします。

(丸田公認会計士)

私からも先ほどの報告のほうでも触れさせていただいたんですが、やはり民設・民営というのが前提でございますので、そもそもビジネスとして成立し、且つ地元を受け入れられ、さらに北海道苫小牧の自然環境であったり、空港に近いといったところに沿ったバランスがとれて、且つ魅力的なものを作っていないと、そもそも投資すらされないという可能性が十分あります。その意味ではどうい

ったバランスを投資とギャンブルとそれ以外のものも含めて、どういったものがこの地域に必要でそれがこの地域に受け入れられて、さらに観光客にも受け入れられるかどうかといったコンセプトというもの、これが魅力的なものでないと投資もないし、多分アイデアも民設・民営ですから出てこないと思うんですね。だからこのビジネス性というのが非常に大事だとも思います。ただ一方でこのビジネス性が高くなるとその利益というのは民間企業、先ほどもいったようにおそらく外資系企業と地元企業に例えばコンソーシアムがあったとしても、企業側に流れてしまいますね。そういったところについてもしっかりモニタリングをして、そこで出た超過利潤が、例えば更新投資であるとか他の整備にしっかり回るような仕組みづくりといったところも大事だと思うんですね。やはりこういった箱もの事業でありますので、事業者は早く投資を回収したいと思いますし、一方で投資回収後の利益が非常に出てしまいますから、そこをどういうふうに考えていくのかという仕組みづくりもおそらく検討していくことが必要になってくると思います。

(丸山准教授)

どうもありがとうございました。それでは石森副会頭から地域経済の視点でお話を伺います。

(石森副会頭)

一周遅れのトップランナーという言葉がありますが、今、苫小牧がこのIRについて議論していて、ちょっとこの言葉が浮かんでまいりました。IRに関するギャンブル依存症の問題とかは、各地の例、韓国とか、シンガポールとか、アメリカとか、こういうものを学べる位置にあると。今、苫小牧市や道で調査を進めている段階というふうに聞いておりました、今日のセミナーでは北海道型IRということでは、やはりどういうふうリスクと向き合っていくか、コントロールしていくかということについても北海道ならではのものを作っていかなければならないというふうに思った次第であります。私から北海道型IRということに関して二つほど述べたいと思います。一つは今、北海道では、釧路、小樽、留寿都、それに苫小牧の4つが候補地として名乗りをあげておりますが、やはり北海道全体のことを考えるとこの地域と連携をしながら、北海道IRについて議論していく必要があるのではないかと思います。このIRについての今日の議論は他の地域にも当然同じ課題だと思いますし、こういったものを含めて、どういう連携ができるのか、IRというのは一つじゃいけないのか、あるいは二つ必要なのか、そういったところも含めて、他の候補地との連携を深めていく必要があるのではないかと思います。もう一つは、やはり北海道の観光を考えたときに、観光と医療といえますか、これから海外から来られる、アジアの方々が来られるのは、医療とか、あるいは北海道のいろんな健康にいい食品、食料とかそういったものがキーワードになっていくのではないかと思いますので、先ほど芦澤先生もおっしゃっていましたが、病院というものをこのカジノの収益の一部でインフラを整備していくようなそういう構想も北海道型IRとしていいのではないかと思います。

(丸山准教授)

ありがとうございました。続きまして、金澤議員お願いします。

(金澤議員)

まとめとしましては、やはり私は街づくりの観点から考えていきたいなと思っています。今ここで色々議論してきた中で会場の皆さんもそうですし、私もそうです、冒頭申し上げたように分かっていないことが多いんじゃないかなと感じられたと思うんですね。昨年の6月に市長選挙があつて、その

ときにこのIRというのが非常に争点のような形で騒いでおられたところがあると思います。一部報道も含めまして。ただ賛否を問う中で中身がどうで、ここがだめなんだ、ここがいいというのが実はわからないまま市民の皆様も、そういった議論に参加していたんじゃないかなと私は今振り返って思うわけです。ですから、このようなセミナー等を契機にですね、懸念されるような部分はもちろんでございますし、この街の持つ可能性というところがどういうもので、そこにチャレンジしていくことでどういう効果が得られるのか。冒頭で私が申し上げた人口減少、新聞報道でもありました苦小牧の人口減少が昨年からみて進んでいるというところがありましたけれども、まさにこれから直面していく問題をしっかり受け止めた上で、街を発展させていく可能性があるんだったらそこに挑んでいくというのが、街の皆さん全員が考えなければいけない、これは自分たちもそうですし、後世の人たちに対してもそうだと思うんですけど、やはりそう考えると分からないことが多い、だから今、市のほうでも調査をまとめてらっしゃるとは思うんです。やはり苦小牧でやった場合にはどうだといったモデルをベースにして、どういったプラス面、マイナス面があるのかということをも市民の皆さんにしっかり示していただきたいなと思っています。それをもって市民の皆さんにまずは現状といいますか、そのIRがどういうものなのか懸念される部分も含めてしっかりと理解してもらおうところからやっていかないと、意味のない議論で終わってしまうんじゃないか、折角こういういい機会が国の成長戦略なんかも含めてある中で、先ほども申し上げたように、港湾、空港をもつ街として、そこに住む人間として、真剣に考えていかなければならないんじゃないかなと思います。今日は市長も、商工会議所会頭もいらっしゃいますけども、市民全体にそういう雰囲気をつくっていただきたいなと思います。

(丸山准教授)

ありがとうございました。それでは木曾所長、補足のコメントお願いできますでしょうか。

(木曾所長)

すばらしいですね。すばらしいという一言で終わってしまうんですが、すばらしいと思うのは、こういう話をするすると賛成、反対で喧々諤々に当然なりがちな話題ではあるんですが、今日のこの登壇している皆さんの論議というのが賛成の人も反対の人も、基本的にはこういう街にしたいというポジティブなところから論議が始まっているんですよ。皆さんがこの街をどういうふうにしたいのかをきちっと語った上で、そのシーンの中にIRが必要なのか必要じゃないのかという答えを探すのがこのステージに必要なことなんだと思います。何かこう頭からカジノ前提として反対ではなく、皆様が目指している未来の中にこういう未来の像があってその中にIRが必要ですか、必要じゃないですかという、たぶん賛成も反対もそういうポジティブな論議をしなくてはならなくて、そういう意味では、私すごく空気感が素晴らしいなと思っていますが、最終的にはこれはコーディネーターの丸山先生のおかげなかなと思っています。

(丸山准教授)

すみません、お褒めをいただいて舞い上がってしまうんですが、パネラーの方、コメンテーターの方ありがとうございました。最後におっしゃっていただいたようにこの課題で、私どもの学生を含めて、街を考えなおすと、既存の観光資源に何があるんだとか、どういうおいしいものがあるんだとかということに立ち返って考える機会になっているんじゃないかと思っています。金澤議員がおっしゃったように街を伸ばしていくということについて、この課題をひとつのエサにして、エサというのは

変な言い方ですけども、メニューにして、皆さんが色々議論されたりということが行われて、将来の苦小牧を考えていくということに繋がれば、このセミナーの意義があったのではないかというふうに思います。パネルディスカッションのほうは以上で終わりにさせていただきます、質疑応答の移りますので、司会の方にお譲りしたいと思います。皆様お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

## ■質疑

(苦小牧在住・男性)

すみません二点お尋ねしたいんですけども、このセミナーの市民への周知の仕方ですが、この問題で本当にちゃんとやっているのかと。私は二日ほど前の苦小牧民報の記事で知っただけで、私の周りのものも知らなかったんですね。税金を使ってやるわけですから、苦小牧では三人掛けでも満杯になるくらいの方が凄く関心があるわけですから、もうちょっときちっと周知してですね、どうせやるんなら沢山の人の人に聞いてもらいたいと思います。

それからもう一つはこのIRというのは大人から子どもまで楽しめるそういう施設なんだということも言っておりましたけれども、今日の報告の中でも公的な施設の設置義務をしている外国の例が非常に多いというお話で、例えば文化会館だとか水族館だとか併設しているようなそういう会場も多いという話ですが、果たしてそのカジノの中に子どもたちも一緒に来て、遊んで、そういうIRで、カジノをやっている大人を見ながら、例えば地下にカジノの施設があったとしても、その上で子どもが遊ぶ、そういう大人たちをチラチラと見ながら家族ぐるみで遊ぶ、そんなような施設はあり得ないと僕は思うんですけど、そのへんお話お願いします。

(木曾所長)

子どもと大人を分けるべき論というのは実は私も同感なんですよ。IR業界の中でもいくつかの論を主張するタイプの人が出て、私はどちらかというとIRの中で、大人の交遊施設と、ファミリー向けの施設は比較的分けていた方がよろしいんじゃないですかというスタンスの論者ではあります。ただそこも含め先ほど申し上げたとおりなんです。入札要件の中で、こうあるべきであるというということを公が決めて、それを要件として民間がそれにチャレンジしてくるわけですから、それこそ市民の中で「そうであるべきだ。」という論でまとまるのであれば、そういう要件をつけて大人の施設にさせていただくというような形で入札を開けばいいんです。実は当然世界には遊園地が併設されているようなIRも沢山あります。一方で例えば最近ラスベガスというのも完全に大人向けに特化する方向でIRを開発していっています。それは各事業者、むしろファミリーでは来ていただきたいくないということをお客さまに直接は言わないんですが、そういう空気を出しながら、大人の社交場です。というようなコンセプトで開発をしていたりだとか、その辺は開発の要件の作り方、最終的には皆様がどう考えるか次第でコントロール可能な部分かなとは思っています。